

文化遺産からはじまるまちづくり

- (仮) 日本を代表する世界に冠たる令和発祥の都の実現に向けて -

(令和3年5月27日時点版)

令和〇年

(202〇)

太 宰 府 市

市長の挨拶文

目次

序章	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画期間	3
第3節 計画の対象	4
第4節 用語の定義	5
第5節 計画の対象区域	6
第6節 策定体制と経過	6
第7節 関連計画との関係	7
第8節 計画の構成	9
第1章 [全体構想]	11
第1節 太宰府市の概要	12
第2節 太宰府市の文化遺産に関わる主な取組み	22
第3節 太宰府市の歴史文化の特徴	37
第4節 100年の目指す方向	40
第5節 文化遺産の保存・活用に関する方針	41
第2章 [個別計画]	43
第1節 基本的な考え方	44
第2節 文化遺産の保存・活用に関する課題	45
第3節 文化遺産の保存・活用に関する戦略と措置	48
第4節 文化遺産ならびに文化財保存活用区域	52
第3章 [推進に向けて]	55
第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制	56
第2節 文化遺産の保存・活用に関する仕組	57

序章

第1節 計画策定の背景と目的

太宰府市（以下、「本市」という）は、誇りうる悠久の歴史と豊富な文化財を有するまちとして、全国に知られています。令和3（2021）年に史跡指定100年を迎えた大宰府跡、水城跡をはじめ、大野城跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び宝満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群は、市域の16%を占めており、観世音寺や太宰府天満宮等には、全国に知られる国宝や重要文化財が所蔵されています。これらは長い時間のなかで人びとに大切に守られてきました。この国内有数の豊かな歴史環境は、日本初となる国立歴史系博物館・九州国立博物館誘致をも実現し、本市はその後1000万人にも及ぶ観光客をお迎えする、一大国際観光都市となっています。

さらに特筆すべきは、約1300年前の天平の世、大宰帥大伴旅人によりこの地で催された梅花の宴の情景をうたった万葉集を典拠として、新元号「令和」が誕生したことです。本市は令和発祥の都として、全国はもとより海外からも広く注目を集めるところとなりました。この慶事は、この地が古より我が国の政治・外交・防衛・交易・文化の要衝であり、アジア、世界と日本を結ぶ窓口であった歴史的意義に改めて脚光を浴びる大きな契機となりました。

一方、地域の人びとが大切に守り育てていきたいと思うものは、こうしたわが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習なども数多くあります。

本市では、指定等の文化財とともに、市民生活の中で身近にある大切にしたいモノやコトを広く柔軟に「文化遺産」と呼び、そして、文化遺産を未来へつないでいくためのマスタープランとして平成22（2010）年度に『太宰府市歴史文化基本構想（以下「歴文構想」という）』を策定し、「文化遺産からはじまるまちづくり」をテーマに、市民等との協働で、文化遺産を見守り、文化財として保護し、太宰府市民遺産（以下、市民遺産）として育成する活動に取り組んできました。

『歴文構想』の運用を開始して10ヶ年が経過しています。その間、『太宰府市環境基本計画』や、『太宰府市景観まちづくり計画・景観計画（以下「景観計画」という）』、『太宰府市歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」という）』など、関係する理念計画、事業計画を併用しつつまちづくりを推進し、市民の文化遺産を未来へつなぐ取組みを進めてきました。

一方、全国的でも未指定の文化財を含めての地域の歴史文化の保護継承の取組みがはじまりました。本市が呼称するように文化遺産と文化財を区別せず、全て文化財として扱うため、ここでは「文化財」と表現しますが、これら「文化財」は、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による散逸、滅失等への対応が課題となっています。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた「文化財」を活かしつつ、「文化財」継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成30(2018)年6月8日、文化財保護法（以下、「保護法」という）が改正され、公布されました（平成31(2019)年4月1日施行）。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組みがより一層進展しやすくなることが期待されます。

本市では、大宰府政庁が置かれて1300有余年、令和のご縁もいただき、大宰府跡や水城跡が史跡指定を受けて節目の100年を迎えました。この節目に、先人の積み重ねに改めて敬意と感謝を表しつ

つ、1300有余年の歴史に思いを致し、更なる100年への展望を描いていかなければなりません。

本市は、太宰府の歴史文化を物語るすべての文化遺産を、市民誰もが慈しみ、また、地域の宝、日本の宝、世界の宝として、市民等との協働によってこれからも継続し保存・活用していくことを目指し、本計画を策定します。

本計画は、令和発祥の都として、これから100年先を見通しつつ、本市独自の歴史を活かしたまちづくりを支えていくため、関連計画と連携・連動しつつ、保護法の改正により新たに動き始めた制度を活用し、保護法を立脚点とし直接的な運用を図っていくため、保護法第183条の3に基づく文化遺産保存・活用マスタープランでありアクションプランとして策定するものです。

令和発祥の都としてふさわしい文化遺産の保存・活用

第2節 計画期間

本計画を推進する期間は、本市の取組みが継承される限り続きますが、本計画に記す「計画期間」は、令和4(2022)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、推進スケジュールとして後述します。

また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り、進捗管理を行いつつ進めてまいります。また、5年を目途に計画の見直しを行います。

第3節 計画の対象

本計画は、太宰府の歴史文化を物語るすべての文化遺産を対象とします。

文化遺産は、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事と定義しています。したがって、例えば、古代大宰府や菅原道真など、太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在しているため、本計画では、行政の枠組みにとらわれない範囲や見方も必要です。

市民調査により把握された多彩な文化遺産の一例

太宰府天満宮における鬼すべ・鸕鷀換え神事・神幸式大祭、大字ごとに点在する村落神や宮座をはじめとする祭事、および集落の行事



さいふまいりの道筋、道標、関屋の鳥居、太宰府天満宮参道沿いの町並み、近世の紀行文に記される大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院など



北谷・内山・坂本などの農村景観、大学・病院など大規模な施設における緑地環境、宅地開発された高台や山頂からの眺望およびその周辺の里山的な環境、住宅地の桜や梅の木がある景観、ホタルの群生地など



宝満山、四王寺山、北谷集落の水道（みずみち）とこれに関連する多様な農事慣行や水利慣行、幸ノ元井堰と太宰府天満宮門前の「溝」、架橋の経緯などを知ることのできる石碑など



新興住宅地域における40年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



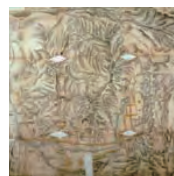
菅原道真の伝承・伝説に関わる石造物、恵比寿神、庚申塔、大行事塔、および地域住民による清掃や供物などの日常的な手入れなど



四王寺山における林道や林道開通以前の古道、高台の住宅地に敷設された坂道、や古道の道しるべなど



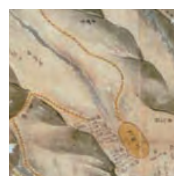
市域に残る太宰府旧蹟全図、旧集落の地籍図、近代の太宰府が読み取れる古写真など



大宰府跡、水城跡、大野城跡、観世音寺、戒壇院、国分寺、学校院などの史跡



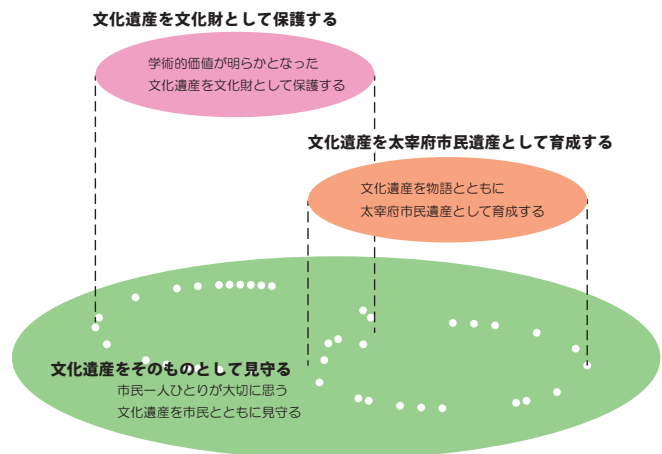
大字北谷におけるソイラ、吉丁坂、タダゴヘなど太宰府旧蹟全図に遡る地名など



(文化遺産調査ボランティアの調査より)

第4節 用語の定義

文化遺産、文化財、市民遺産の用語は、平成22(2010)年度にまとめた歴文構想にて示した考え方を基本的に踏襲しますが、歴文構想策定から10年の歳月が経過した中で、社会情勢の変化や運用の中で見えてきた新たな考えを取り入れ、本計画では次のように定義します。



本市の文化遺産・文化財・太宰府市民遺産の捉え方と各取組みの進め方

< 文化遺産と文化財・市民遺産の関係 >

文化遺産	<p>文化遺産とは、市民が未来の市民に伝えていきたいモノ・コトです。単なるモノだけを対象としているのではなく、「未来へ伝えたい」と思った時点で既に物語が伴っており、そこには人が必ず介在することになります。また、価値判断の基準としての学術的、行政的な評価軸を持たないところが、次の文化財、市民遺産との大きな違いです。この評価軸を持たないものであるからこそ、この10年間の取組みで多様な文化遺産に関する情報を集めることができました。</p>
文化財	<p>文化財とは、行政機関が変化する社会に動ずることなく多様な価値観で検討し、結果として責任をもって未来の市民に伝えていく必要があると行政が判断した文化遺産です。学術的、行政的な評価軸による判断がなされたものであり、具体的には学術的な判断を下す組織として行政が公的な附属機関として委員会等を組織し、専門的な識者によって議論され価値づけが行われたものが該当します。</p> <p>なお、このような文化財の取組みは、今からちょうど100年前の大正10(1921)年3月3日に、本市の大宰府跡や水城跡が史跡名勝天然記念物指定を受け近代国家による文化財保護の取組みの端緒から取り入れられ、その後の激動ともいえる社会の動きの中で100年の長きにわたり本市の文化財は保護されています。</p>
市民遺産	<p>市民遺産とは、市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産・文化財、そして文化遺産・文化財を保存活用する市民遺産育成団体（以下、育成団体という）による育成活動を総合したものです。</p> <p>文化遺産を未来へ伝えるために活動を行っている育成団体が提案することではじまり、市民や市の代表等で組織される太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議という）によって評価、認定されます。</p> <p>景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではありません。市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくことを意図した組織構成となっています。</p>

第5節 計画の対象区域

本市が市民とともに主体的に文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市全域とし、市外については、文化遺産が存在する当該自治体やその市民等に協力を求めます。

第6節 策定体制と経過

本計画の策定体制と経過は以下のとおりです。

表 太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会委員一覧

所属	氏名	分野
北海道大学 観光学高等研究センター 教授	西山 徳明	文化遺産学 ※会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 非常勤講師 九州沖縄道の駅連絡会駅長会 相談役	大江 英夫	観光学 ※副会長
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 教授	上村 真仁	地域計画学
太宰府市文化財専門委員会 会長	田鍋 隆男	美術工芸
太宰府市教育委員会 教育委員	日下部 寛行	市民遺産
九州国立博物館 展示課長	楠井 隆志	文化財所有者
(公財) 古都大宰府保存協会 事務局長	南里 義則	史跡保護
太宰府天満宮	松大路 信潔	文化財所有者
太宰府市商工会 観光部会 幹事	鬼木 剛	商工観光
太宰府市立水城西小学校 校長	渡辺 清二	学校教育
太宰府市景観・市民遺産会議 議長	森 弘子	市民遺産
市民代表	江藤 真理子	市民
SOCIAL 総合司法書士事務所 代表	丸田 幸一	市総合戦略
西日本新聞社編集局くらし文化部 記者	小川 祥平	市総合戦略
九州大学大学院 比較文化研究院 教授	施 光恒	政治学

表 策定の経過

実施日	会議名	協議事項
令和2(2020)年 12月25日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	計画作成の背景と目的、計画の骨子、 太宰府市の歴史文化の特徴について
令和3(2021)年 3月26日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	太宰府市の歴史文化の特徴、 目指す方向、課題、方針

第7節 関連計画との関係

本計画の関連計画を以下に紹介します。

1. 第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）

本市の最上位の計画です。

『第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、令和2（2020）年に策定しました。計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2025）年度までの5年間です。

「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の4つの特徴として捉え、課題解決の方向性として4つの構想を打ち出しています。その一つ「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」は、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実を目指し、主な取組みの1つに「史跡指定100年とこれからの保存・活用」を掲げ、「大宰府関連史跡保存活用計画の策定と改訂、整備・再整備の推進」を位置付けています。

2. 太宰府市教育大綱

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の方向性や基本目標を示すものです。平成28（2016）年に策定し、平成29（2017）年と令和元（2019）年に改訂したものです。この大綱は、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度の4か年を実施期間とします。基本理念「郷土を愛し、地域とともに生き、自ら生きる力を培う人づくり」と4つの基本目標を掲げています。また、これらの下に位置づけた基本施策の1つには「文化遺産の保存と活用」として「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

3. 太宰府市教育施策要綱

『太宰府市教育施策要綱』は、「第5次太宰府市総合計画」及び「太宰府市教育大綱」を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。『太宰府市教育大綱』にも掲げる4つの基本目標の達成に向けて、「文化遺産の保存と活用」に関する施策を総合的に推進していくことを定めています。その中には、「市民と協働して「日本遺産」や「市民遺産」の育成・活用を推進」すること、「特別史跡大宰府跡、水城跡史跡指定100年」と関連づけて大宰府関連史跡の普及事業を行うこと、そして地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するために、本計画を策定することを位置付けています。

4. 第二次太宰府市都市計画マスタープラン

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、平成17（2005）年に策定しました。平成29年度を初年度とした20年間の計画とし、計画の目標年次は令和18（2036）年度です。基本、10年目を目途に見直しを行うとしています。

将来都市像に都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづくり」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。

5. 太宰府市歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」）

『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成22（2010）年に国の認定を受けました。その後、新たな歴史的風致の追加やそれに伴う重点区域の拡張、歴史的風致形成建造物指定候補の追加及び事業期間の見直しを行う計画変更を適宜実施しています。計画期間は、平成22(2010)年度から令和4(2022)年度です。

市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。

6. 太宰府の景観まちづくり計画、景観計画（以下、「景観計画」）【第3版】

『景観計画』は、大きく理念計画である『太宰府市景観まちづくり計画』と実践計画としての『太宰府市景観計画』で構成され、併せて景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画で、平成22（2010）年に策定しました。運用上の修正や屋外広告物等の取組み、下屋庇等の参道景観の保全の取組みを行うための計画変更を行っています。計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うとしています。

7. 太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～

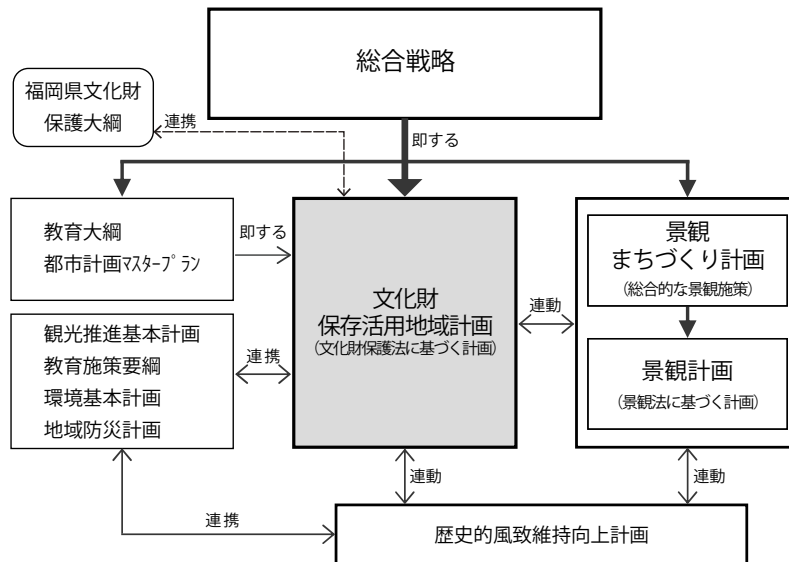
『太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～』は、平成31（2019）年に策定しました。計画の実施期間は平成31(2019)年度から令和5(2023)年度の5年間です。

「欧米豪」地域の来訪者、国内のシニアや女子旅などの時間的余裕、経済的余裕のある層を主要ターゲット層に設定しています。将来像の1つには「②地域資源を活用した太宰府の食や体験を楽しむことができる太宰府」を掲げ、「太宰府でしか体験ができない歴史・文化・自然を感じられる観光プログラムの開発」等を位置付けています。（※改訂中のため、最新に更新する）

8. 太宰府市地域防災計画

『太宰府市地域防災計画』は、東日本大震災をはじめとする近年の災害の課題や教訓を踏まえつつ、令和2（2020）年に改訂したものです。災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画（風水害・地震）には市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。



上位・関連計画との関係

第8節 計画の構成

本計画は、全体構想、個別計画、体制の大きく3つの章からなり、全体構想を文化遺産の保存・活用のマスタープラン、個別計画を文化遺産の保存・活用のアクションプランとして位置づけます。

第1章 全体構想

全体構想は、文化遺産の保存・活用に関するマスタープランとしての役割を担います。

本市の概要と文化財遺産に関わる主な取組を踏まえ、本市の歴史文化の特徴を整理し、その上で、100年の目指す方向と文化遺産の保存・活用に関する基本方針を設定しています。

- 第1節 太宰府市の概要
- 第2節 太宰府市の文化遺産に関わる主な取組み
- 第3節 太宰府市の歴史文化の特徴
- 第4節 100年の目指す方向
- 第5節 文化遺産の保存・活用に関する方針

第2章 個別計画

個別計画は、文化遺産の保存・活用に関するアクションプランとしての役割を担います。

全体構想を踏まえつつ、今後10年で取り組むべき文化遺産保存・活用の課題を整理し、その課題対応に向けた戦略と措置を設定しています。

- 第1節 基本的な考え方
- 第2節 文化遺産の保存・活用に関する課題
- 第3節 文化遺産の保存・活用に関する戦略と措置

第3章 推進に向けて

全体構想や個別計画を踏まえ、文化遺産の保存・活用の推進に求められる体制や仕組みを設定しています。

- 第1節 文化遺産の保存・活用に関する推進体制
- 第2節 文化遺産の保存・活用に関する仕組み

第1章

[全体構想]

第1節 太宰府市の概要

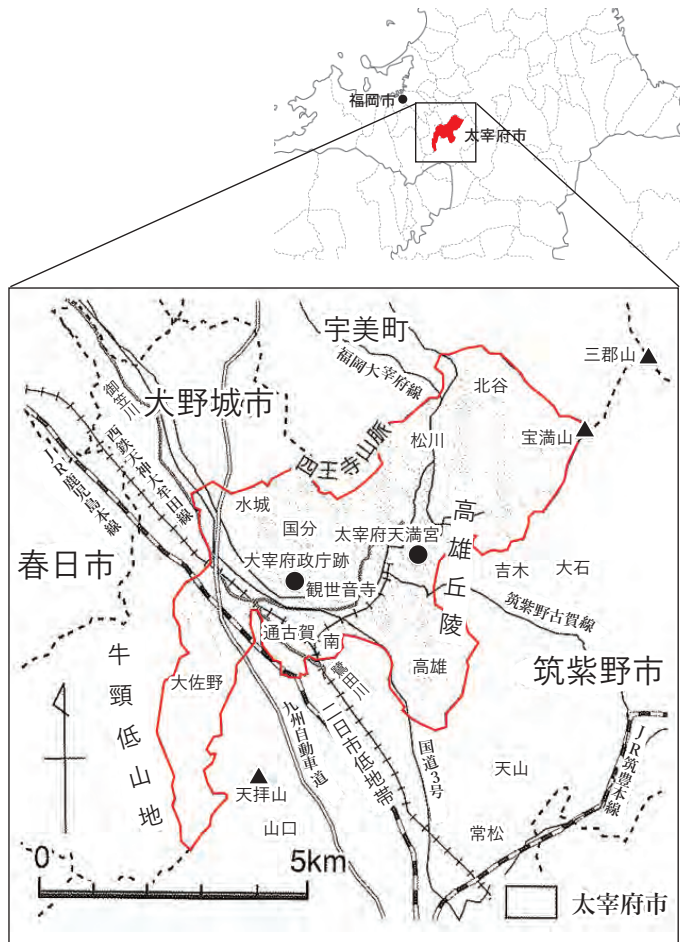
1. 自然的・地理的特性

(1) 位置・面積

本市は、九州島の北端に位置し、大陸や朝鮮半島に近い位置にあり、古くから交流が盛んに行われてきました。福岡市の南東約16kmにあたり、東西北を山地で囲まれ、盆地状を呈し、その中央を御笠川水系が博多湾に向かって流れています。行政的には北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接し、面積は29.60k㎡です。

(2) 地形・地質

北に四王寺山脈（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ愛獄山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市低地を挟んで、西を脊振山地の前山となる牛頸低山地（最高点333m）に囲まれています。三方を山に囲まれています。北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地となっています。市域の大部分は博多湾に注ぐ御笠川とその支流の流域ですが、北部の山浦川は多々良川水系であり、四王寺山の北側を博多湾へ下っています。東部の三郡山地と高雄丘陵との間は、宝満川を経て筑後川から有明海に注ぐ原川の流域です。これらの山地の山麓部は、基盤層である花崗岩が浸食されて形成された丘陵や土石流の堆積によって形成された扇状地、および扇状地の下方浸食で形成された段丘地形が見られますが、昭和40(1965)年代以降、大規模な宅地化と土取りが進み地形の変化をもたらしています。



太宰府市の位置



太宰府市の地形

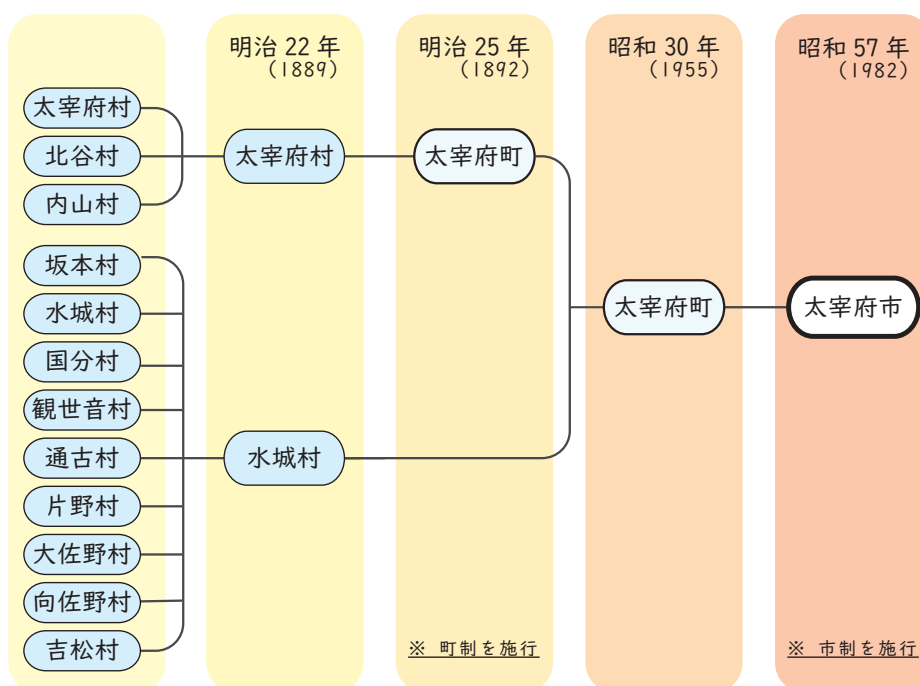
(背景に国土地理院発行 25000 分の 1 地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用)

2.社会的状況

(1)市町村合併

明治22(1889)年、町村施行により、太宰府村、北谷村、内山村がの3村が合併して太宰府村となりました。同年、坂本村、水城村、国分村、観世音村、通古村、片野村、大佐野村、向佐野村、吉松村の9村が合併し、水城村となっています。また、太宰府村は、明治25(1892)年に町制を施行し、太宰府町となりました。

昭和30(1955)年、太宰府町と水城村が合併し、新「太宰府町」となりました。そして、昭和57(1982)年に市制を施行し、太宰府市となって、現在に至ります。

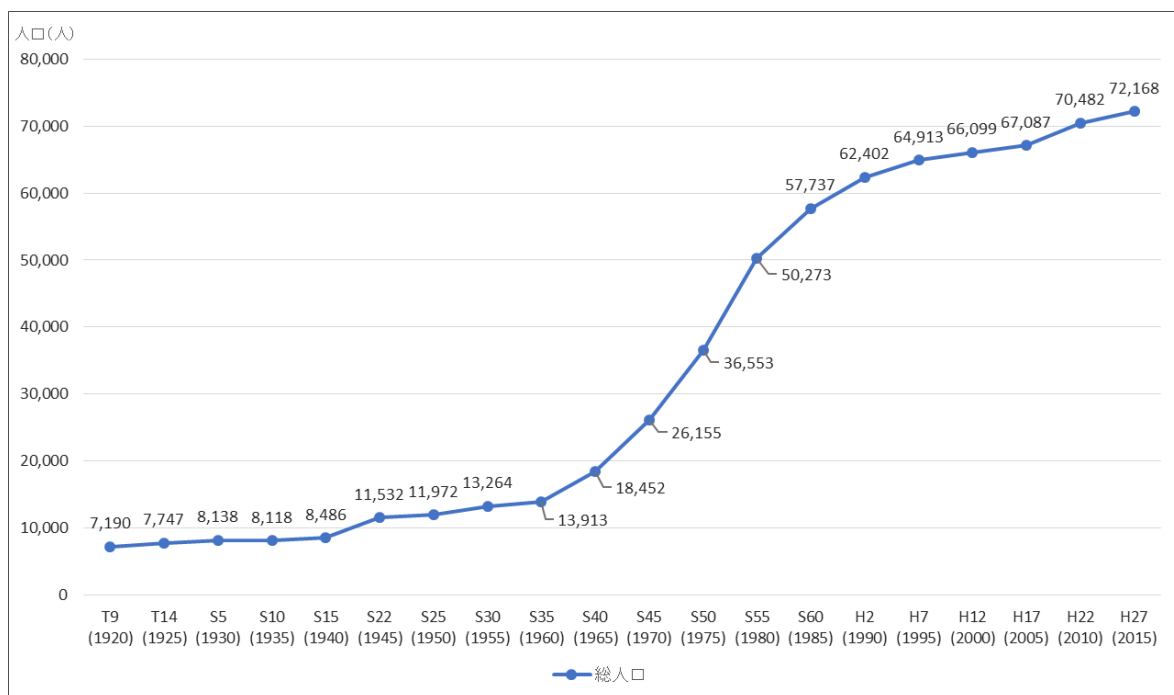


市町村合併の変遷

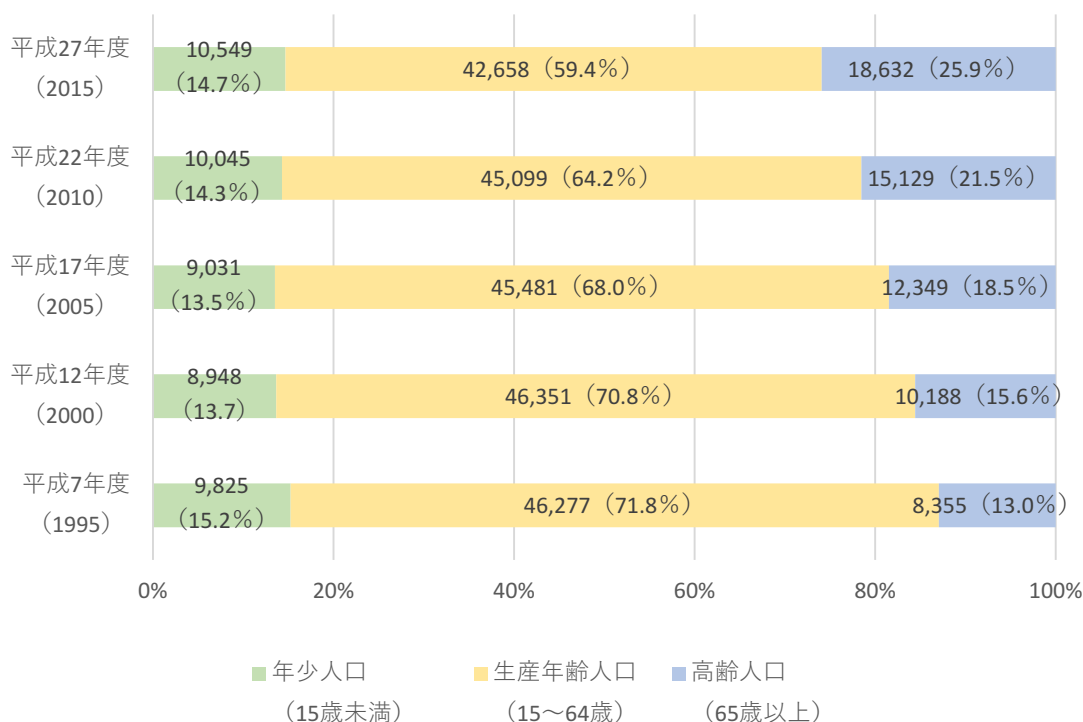
(2)人口

本市は、福岡都市圏に位置し、総人口は一貫して増加してきました。人口増の主な要因は、人口流入に伴う社会増であり、人口動態は自然増を社会増が上回る傾向が顕著です。15歳未満の年少人口が平成12(2000)年度に底を打ち、その後微増傾向が続き、改善の傾向が見られます。

一方、65歳以上の高齢人口の増加が著しく、平成27(2015)年度の高齢化率は25.9%となっています。平成27(2015)年度と平成7(1995)年度と比較して20年間で12.9ポイント増加しており、実数では倍以上に増えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、2025年をピーク(約7.3万人)にその後減少することが見込まれています。



総人口の推移(単位:人)、資料:国勢調査(令和2年度調査結果が公表され次第更新)

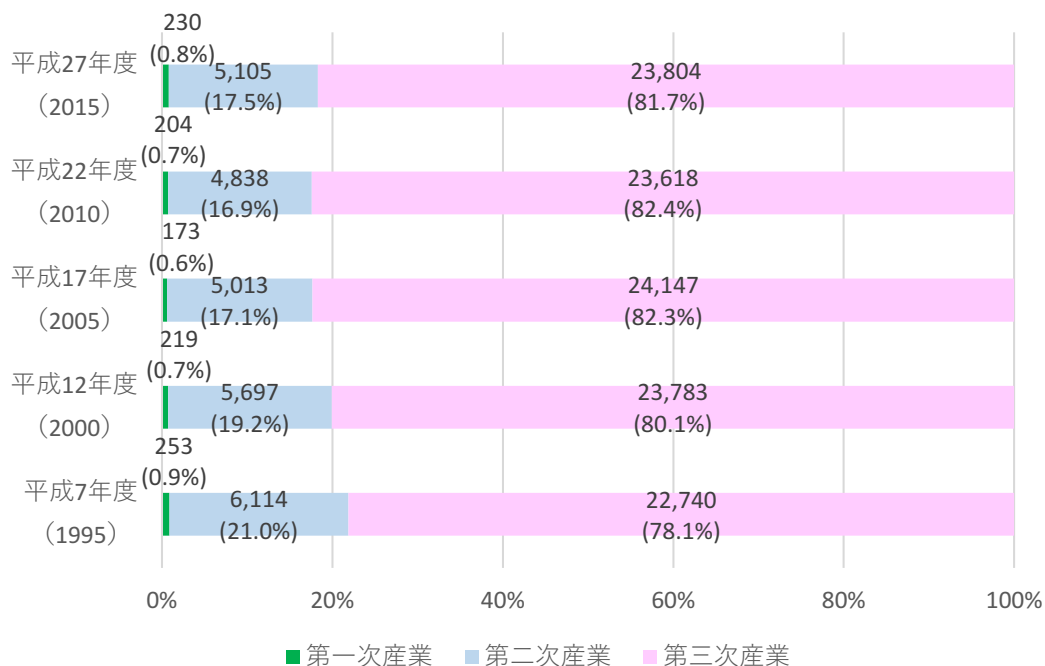


年代別人口の推移(単位:人)(%)、資料:国勢調査(年齢不詳は含まない)(令和2年度調査結果が公表され次第更新)

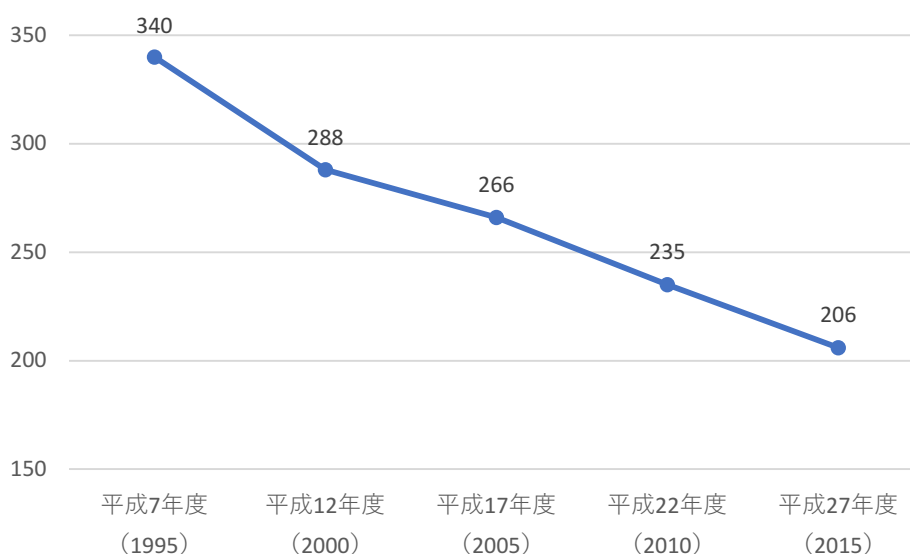
(3)産業

本市は、高度経済成長期以前は、都市近郊の農村であるとともに、博多織などの伝統産業の工場が立地していました。そうした中で、太宰府天満宮門前では観光が生業となっていました。

現在、本市の就業構造は、産業別就業者数において、第一次産業の占める割合が極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。近年、農家世帯は平成7（1995）年度の340戸から平成27（2019）年度の206戸まで減少しています。他方、第三次産業が81.7%を占めるまでに増加しています。



産業別就業者数の推移（単位：人）（%）、資料：国勢調査（分類不能は含まない）
 （令和2年度調査結果が公表され次第更新）

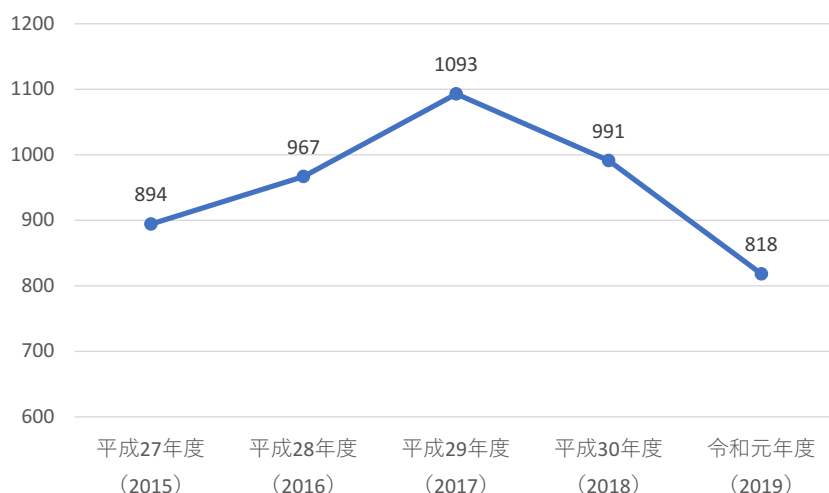


農家戸数の推移（単位：戸）、資料：農林業センサス（令和2年度調査結果が公表され次第更新）

(4)観光

本市の年間観光客数は、平成29(2017)年度をピークに減少していますが、令和元(2019)年度で818万人の観光客が訪れています。新型コロナウイルスが感染拡大する前は東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く、太宰府天満宮門前を中心に観光産業が集積しています。

市内で観光客が多く訪れる施設としては、太宰府天満宮、九州国立博物館、大宰府展示館、大宰府政庁跡、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、水城跡 光明禅寺、宝満宮竈門神社、坂本八幡宮等が挙げられます。多くの文化遺産も含まれています。



年間観光客数の推移(単位:万人)、資料:市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

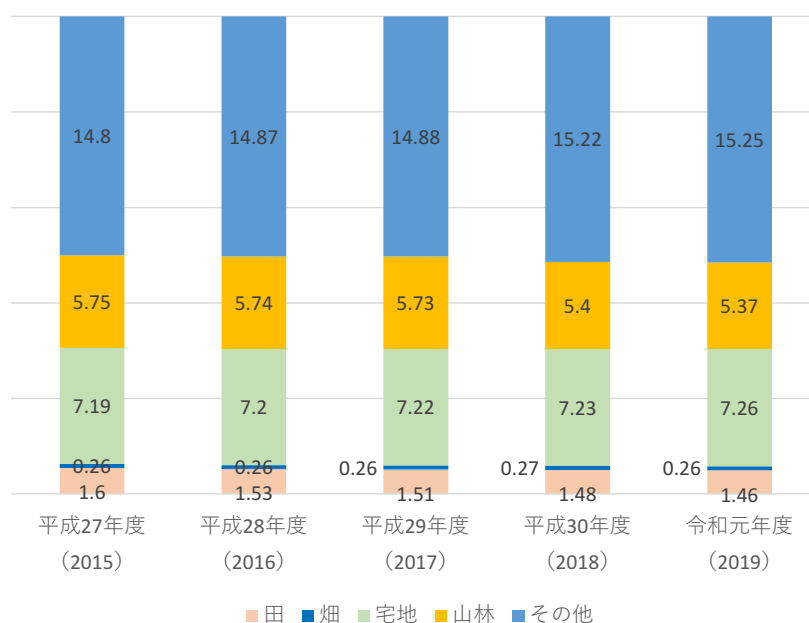
(5)土地利用

本市は、福岡都市圏に位置し、開発圧力が高く、主に高度経済成長期から宅地開発が進展してきました。

1950年代の宅地開発は、国分や通古賀で県営住宅が建設されるとともに、駅に比較的近い平坦地から四王寺山麓などの周辺丘陵部へと拡大していきました。1970年代になると、市内ではじめて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号の整備にともない高雄の丘陵地で複数の開発が行われ、丘陵のほとんどが宅地となりました。また、1980年代からは観世地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。

宅地開発が急速に進んだ本市ですが、近年は大きな変化はなく、緩やかに宅地開発が進行しています。

本市の土地利用は、令和元(2019)年度で田1.46km²、畑0.26km²、宅地7.26km²、山林5.37km²となっています。



土地利用の推移(単位:km²)、資料:市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

3.歴史的背景

地政学的背景と大宰府の成立 北部九州は、中国大陸・朝鮮半島と一衣帯水にあり、地政学的に重視されてきた歴史があります。玄界灘に面した福岡平野、有明海に面した筑紫平野では、弥生時代には「クニ」が起り、大陸・半島と、また列島各地との交流を示す遺跡が数多く知られています。古墳時代になると、ヤマト朝廷は半島との関係強化を図り、北部九州の支配を強化するため、「ミヤケ」を設け拠点としました。この時代にも前代同様、国内外各地との交流が続いていたことを示す文物は少なくありません。

7世紀初め頃、後漢以来中国統一を果たした隋・唐が拡大政策のもと高句麗遠征を行い、半島情勢が不安定化した結果、660年に朝鮮三国の一国・百済は唐に滅されました。百済と親交のあったヤマト朝廷は、その復興支援のため斉明天皇自ら筑紫へ遷り、救援軍を派遣しますが、663年白村江で唐に大敗します。この東アジアとの対峙が大きな転換点となり、日本は律令制に基づく古代国家建設の歩みをはじめます。そして福岡平野と筑紫平野とを結ぶ地峡帯の北辺に、律令官司「大宰府」を置きました。のちに地名となり、本市の名前の由来となった古代の大宰府は、こうしてはじまりました。

朝廷は、白村江敗戦後に亡命百済貴族らを派遣し、地形を利用して水城・大野城等を築き、そして大宰府の整備を始めます。8世紀には、大野城が置かれた四王寺山南麓に政庁が設けられ、周辺に官衙・学校院などを配し、その東に斉明天皇の供養と西海道の寺院を統括する観世音寺が配されます。またこれらを北辺とする条坊都市を整備し、朱雀大路など主要大路を起点に、西海道各地や、京、海外に至る官道を設けました。条坊の北西郊外には、筑前国分寺・国分瓦窯がありますが、近隣では筑前国が管轄した御笠団・遠賀団の印章や、筑前国内の戸籍関連木簡が出土しており、筑前国府の所在が有力視されています。また北東には、地域の旧名「御笠」の地名伝承をもつ宝満山がそびえており、国境祭祀や、渡唐のための航海祈願が行われています。

歴史文化の中核をなす古代大宰府 大宰府は「遠の朝廷」（『万葉集』）と呼ばれる、朝廷に似た組織をもった政治拠点でした。また防人や管内諸国の軍団を掌握する軍事拠点でした。さらには遣唐使・遣新羅使や、外国使節、商人らが往来する外交・交易の拠点でもありました。ここで重職を担う長官（帥・権帥）には、大伴旅人・吉備真備・菅原道真など、歴史に名を刻む人物が歴任しており、玄昉・空海・最澄ら数々の著名人もこの地を訪れました。彼らの足跡や編んだ詩歌は、大宰府の歴史文化を彩っており、大伴旅人が催した「梅花の宴」（『万葉集』）は、令和元号の典拠となり、菅原道真の逸話は能や歌舞伎でも演じられています。こうした古代大宰府の歴史・遺跡・文化財は全国に知られており、大宰府跡・水城跡・大野城跡の特別史跡を含む8件の史跡、2件の国宝を含む重要文化財などが国の指定を受け、「天下之一都会」（『続日本紀』）と記された大宰府の成り立ちと人々の往来を物語るストーリー、「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は、日本遺産に認定されています。

このように、政治・文化都市が置かれ、また軍事・宗教によって守られる要害となった古代は、本市域の歴史文化のはじまりとなる時代であり、本地域の歴史文化を物語る上での核といえます。大宰府が置かれたことで、地域の役割・特色が形成され、また九州における地政学的な要となったことで、その後の中世・近世にも大きな影響を与えます。

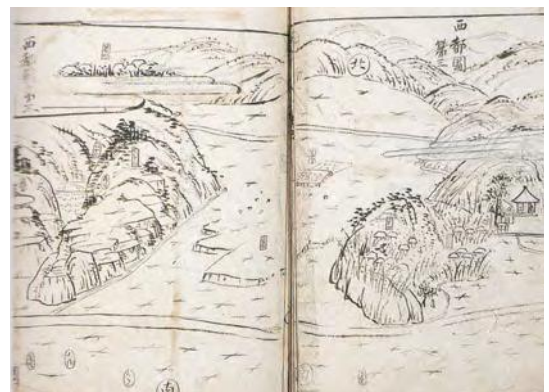


大宰府政庁跡

変転する大宰府 中世・鎌倉時代になると、関東の御家人・武藤氏が下向し、大宰府の官職である大宰少貳を世襲し、少貳氏を名のようになります。少貳氏は、府官（大宰府の官人）らを従えて、朝廷と幕府両方から政務を執り、管内支配・外交・貿易に関わり、蒙古襲来時にも日本軍の総大将をつとめるなど活躍しました。鎌倉時代後期に鎮西探題が博多に置かれると、太宰府の地政学的地位は次第に低下し、室町・戦国時代には、その支配も少貳氏から山口の大内氏・大分の太田氏へと変わります。政治的には移ろいますが、中世の太宰府は宗教・生産活動が花開き、都市としての成熟もみられました。六座と呼ばれる商工業集団が奉納した舞の伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、いまでも太宰府天満宮の秋の神幸式大祭にて奉納されています。また、連歌で太宰府天満宮を訪れる者も多く、文化的にも興隆しました。

戦国時代末、「戦国の華」とたたえられた大友方の武将・高橋紹運が、薩摩・島津氏と激戦をくりひろげ、太宰府の地は灰燼に帰しますが、その後筑前国に入った小早川氏・黒田氏によって、太宰府天満宮、観世音寺の再興がはかられました。黒田家は、太宰府天満宮に代々手厚い保護を加えつつ、連歌振興・書画展示会などをすすめ、文化の興隆につとめます。このころから宰府参詣（さいふまいり）が盛んになり、同時に近隣の名所旧跡を人々が訪れるようになります。黒田家も大宰府の研究をすすめ、大宰府政庁跡の記録や保護につとめました。

幕末には、京都から逃れた三条実美を筆頭とする五卿が太宰府天満宮に滞在し、宰府宿には、西郷隆盛、坂本龍馬、高杉晋作など討幕をすすめる勤皇の志士が集まりました。このため太宰府は、明治維新策源地の地として知られています。五卿は地元文化人とも交流し、書画などの作品とともに逸話が残されています。



筑前名所図会都府楼（大宰府跡）

歴史文化を未来へつなげる取組み このように、太宰府市域には、古代の「大宰府」設置を契機とする積み重ねられた歴史ストーリーがあり、それを物語る文化遺産も数多く残っています。その保存・保全は、近世以降黒田藩のほか太宰府天満宮が携わっており、近現代とくに高度経済成長期以降は、行政が主導して文化財の保存活用を推進してきました。大正10（1921）年には、全国初となる国史跡に大宰府跡・水城跡が指定を受け、昭和43（1968）年から遺跡の学術発掘調査が開始されました。公の博物館・資料館も、九州歴史資料館（昭和47（1972）年～平成22（2010）年）、大宰府展示館（昭和55（1980）年開館）、太宰府市文化ふれあい館（平成8（1996）年開館）などあり、平成17（2005）年には、地元の誘致活動が実り、九州国立博物館が開館しました。こうした施設でボランティアとして活動する市民や、遺跡調査に作業員として従事する市民も少なくなく、文化財愛護の一翼を担っています。



文化遺産の調査

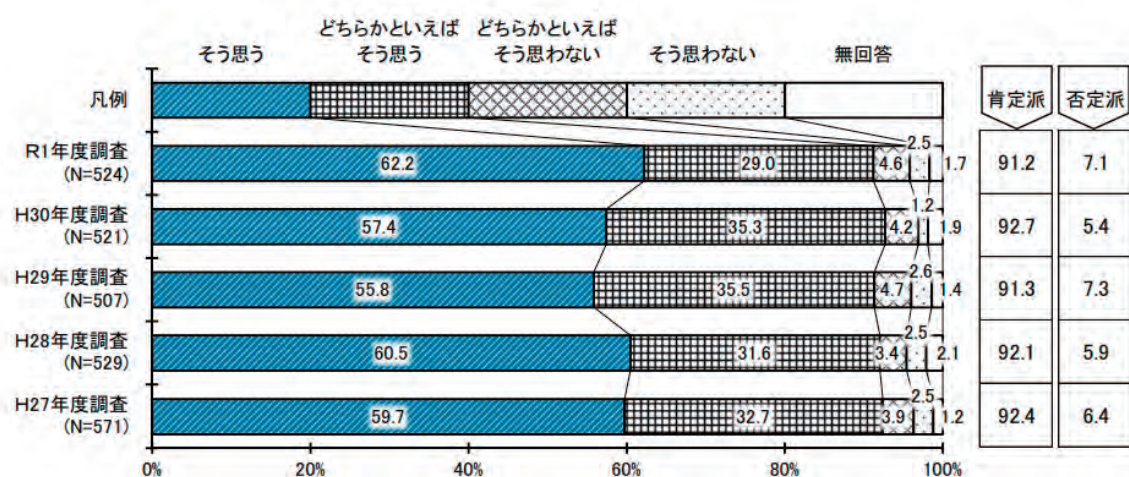


大宰府政庁跡風景

平成31(2019)年4月1日、平成の次の元号「令和」が首相官邸より発表されました。それは『万葉集』という史上初の国書を典拠とする元号で、しかも、1300年前の大宰帥・大伴旅人が、ここ太宰府で催した梅花の宴の序文から二文字が採られたことが明らかとなっています。

令和とともに太宰府の歴史文化は、世界に知られるところとなり、大宰府政庁跡、坂本八幡宮を中心に多くの来訪者を迎え、大宰府展示館の梅花の宴ジオラマ、大宰府万葉会による梅花の宴、令和プロジェクトによる政庁跡での「令和」人文字は、テレビやネットで幾度も紹介されています。

このように、本市の歴史や文化財は全国に知られるところとなり、その歴史的風致は、来訪動機の大きな要因になっています。また地域の歴史文化を大事に思う市民は9割にのぼり(市民意識調査)、地域の誇りとなっていることもうかがえます。



「市内の文化遺産を誇りに思いますか」という問に対する市民の回答結果
 資料：「太宰府まちづくり市民意識調査報告書」令和2年3月、太宰府市
 対象：市内に居住する18歳以上の市民1,000件

(2)文化財

市域の文化財指定は、国や県が先行して行ってきましたが、近年は市も発掘調査をはじめ様々な調査を行い、数多くの文化財を把握しています。

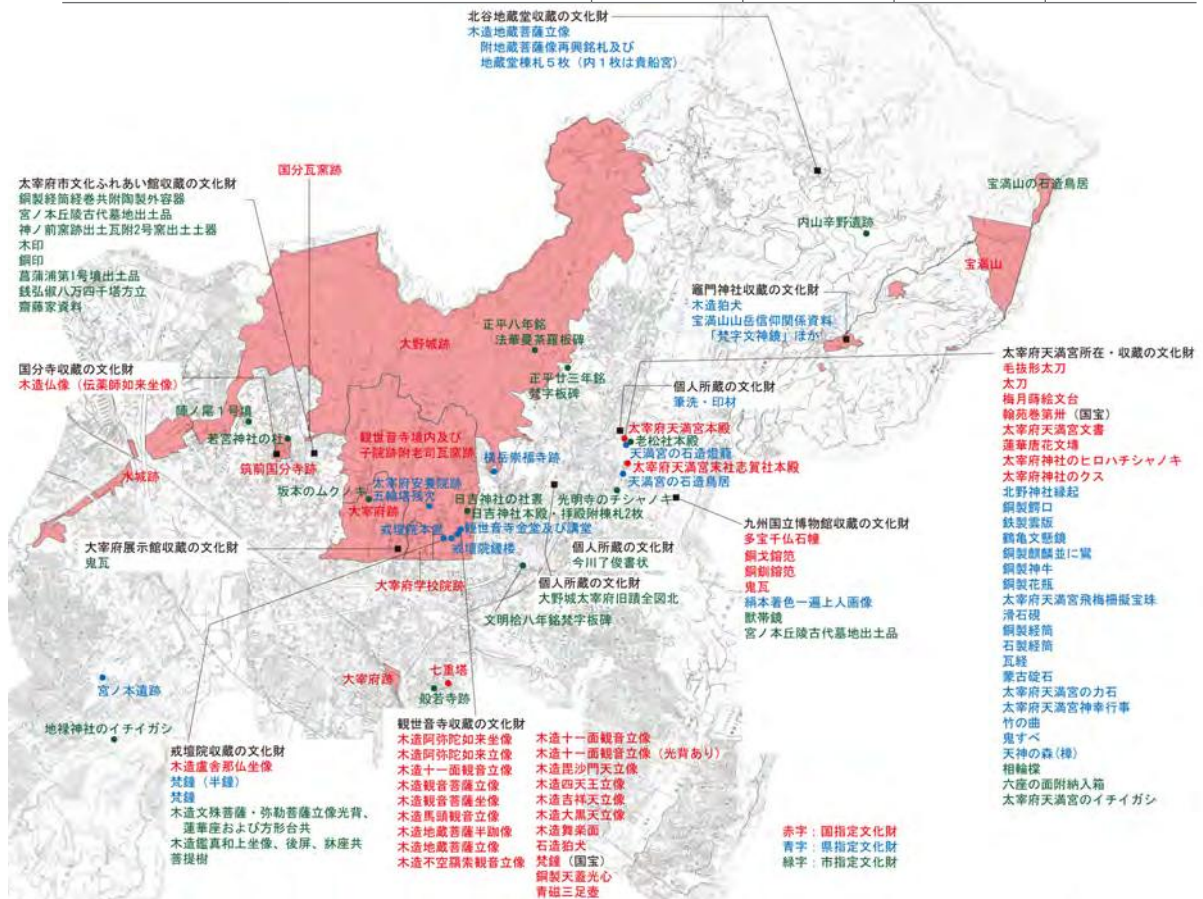
指定文化財は合計111件あり(令和3(2021)年5月時点)、このうち、国の指定文化財が45件、県の指定文化財が34件、市の指定文化財が32件となっています。なかでも、大宰府跡、水城跡、大野城跡の3つの特別史跡があり、周辺の遺跡とともに大宰府関連遺跡と呼ばれています。



特別史跡水城跡

表 市内の指定文化財件数一覧(令和3(2021)年5月時点)

区分		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	4	5	4	13
	絵画		2	1	3
	彫刻	19	2	3	24
	工芸	5	10		15
	書跡	1			1
	古文書	1		1	2
	考古資料	5	6	12	23
	歴史資料			1	1
民俗文化財	有形民俗文化財		2		2
	無形民俗文化財		3		3
記念物	遺跡	8	2	3	13
	名勝地		1		1
	動物、植物、地質鉱物	2	1	7	10
	合計	45	34	32	111



(3)市民遺産

平成22(2010)年から景観・市民遺産会議を立ち上げ、市民遺産の認定ならびに登録を行い、令和3(2021)年3月時点で16の市民遺産が認定され、市に登録されています。

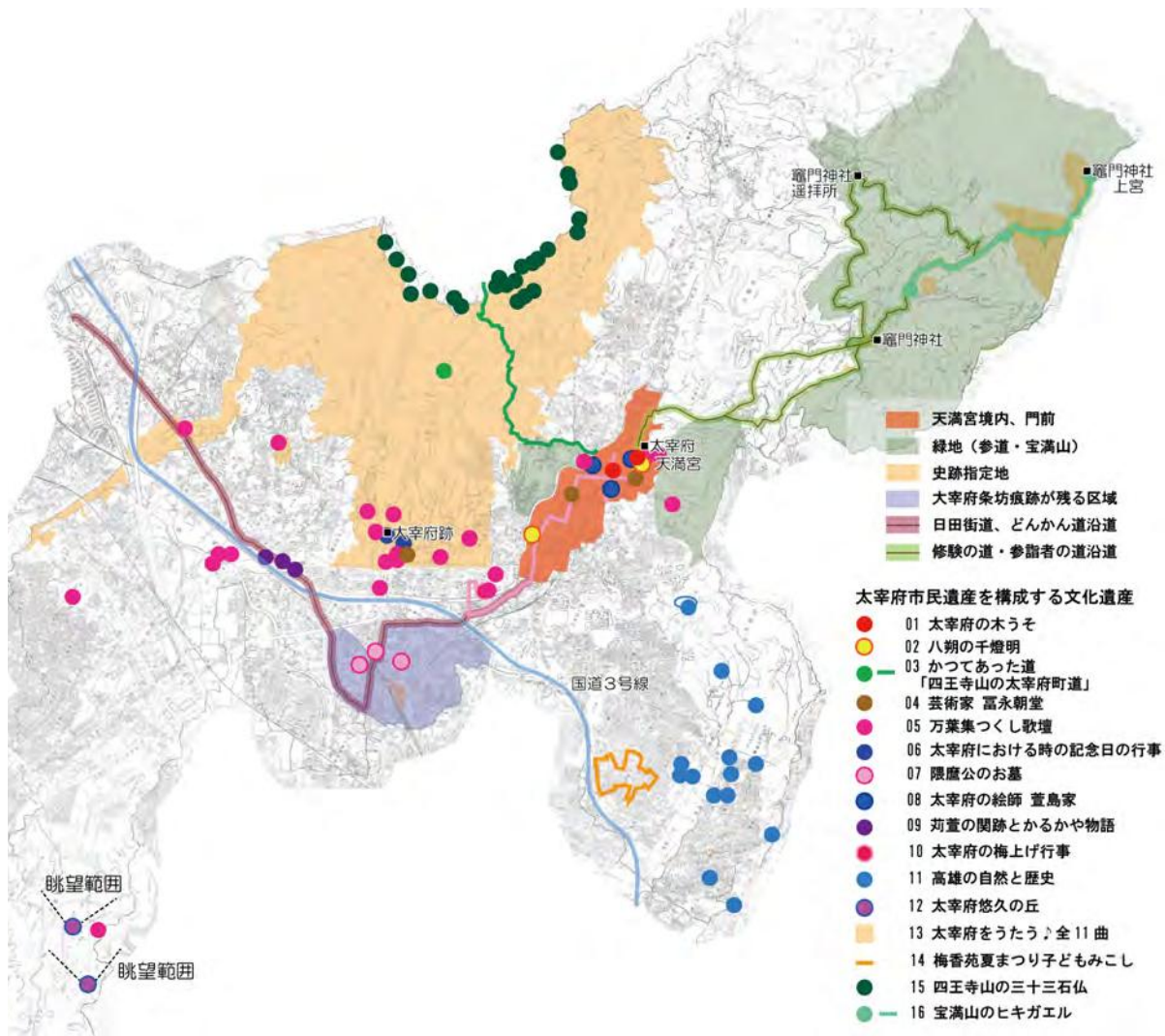
各市民遺産については、平成23(2011)年度から文化庁の補助事業を活用し、市民遺産育成団体の育成に活用し、それぞれの活動の支援に取り組んでおり、各市民遺産育成団体については自立的な活動を展開する団体もあるなど、市民総がかりで文化遺産を育てる取組みへと育ちつつあります。

他方、市は、市内の施設等を利用し、市民遺産を市民に浸透させるための広報支援を行ってきています。

市民遺産の中には、史跡をはじめとした文化財だけでなく、本市の歴史文化の根幹をなす「大宰府」の枠組みでとらえることができない市民にとってかけがえのない文化遺産も数多く含まれています。

表 認定された太宰府市民遺産(令和3(2021)年3月時点)

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体
第1号	太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会
第2号	八朔の千燈明	五條風の会
第3号	かつてあった道 四王寺山の太宰府町道	四王寺山勉強会
第4号	芸術家 富永朝堂	NPO 法人歩かんね太宰府
第5号	万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会
第6号	太宰府における時の記念日の行事	辰山会
第7号	隈麿公のお墓	榎文化保存会
第8号	太宰府の絵師 萱島家	絵師萱島家保存会
第9号	苧萱の関跡とかるかや物語	かるかや物語を伝える会
第10号	太宰府の梅上げ行事	太宰府梅ばやし隊
第11号	高雄の自然と歴史	高尾山の自然と歴史を語り継ごう会
第12号	太宰府悠久の丘～メモリアルパークからの眺望～	(公財) 太宰府メモリアルパーク
第13号	太宰府をうたう♪全11曲(作曲・唄 岩崎記代子)	岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい」
第14号	梅香苑夏まつり子どもみこし	梅香苑区自治会
第15号	四王寺山の三十三石仏	四王寺山勉強会
第16号	宝満山のヒキガエル	宝満山ヒキガエルを守る会



市民遺産の構成遺産分布図



特別史跡大宰府跡の月山丘陵の東に位置する
芸術家富永朝堂のアトリエ「吐月叢」



特別史跡大宰府跡に存在する
歌碑巡りイベントを行う「大宰府万葉会」



大宰府政庁跡を会場として毎年6月10日に
「時の記念日の行事」を開催する「辰山会」

(4) 日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、わが国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。文部科学省・国土交通省・観光庁をはじめ関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成27(2015)年4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、太宰府市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が認定されました。その後、大宰府の観点で日本遺産を捉えることとし、令和2(2020)年6月には、代表自治体が太宰府市から福岡県に代わり、周辺6市町の構成文化財11件を加えた広域型(シリアル型)となっています。

市内においては、19の文化遺産・文化財が構成文化財になっています。

表 日本遺産の構成文化財に含まれる市内所在の文化遺産

	構成文化財・文化遺産
1	特別史跡 大宰府跡
2	特別史跡 大野城跡
3	特別史跡 水城跡
4	観世音寺 戒壇院
5	史跡 筑前国分寺跡
6	史跡 大宰府学校院跡
7	史跡 国分瓦窯跡
8	史跡 宝満山
9	国宝 観世音寺梵鐘
10	太宰府天満宮
11	太宰府天満宮神幸行事
12	太宰府天満宮の伝統行事
13	万葉集筑紫歌壇
14	大宰府条坊跡
15	官道
16	軍団印出土地
17	般若寺
18	南館跡
19	太宰府の梅



大宰府政庁跡



大宰府学校院跡



宝満山

(5) 歴史的風致

平成20(2008)年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴まち法」とする）」第1条（目的）に規定されたもので、本市においては平成22(2010)年に「歴まち計画」を策定し、その中で本市の維持向上すべき歴史的風致として8つの歴史的風致を上げています。

各歴史的風致の中には、築50年以上の歴史的建造物や50年以上継続する年中行事等の文化遺産が数多く含まれています。

- ①太宰府天満宮神幸式における歴史的風致
- ②さいふまいりにおける歴史的風致
- ③太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致
- ④梅に関する歴史的風致
- ⑤観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致
- ⑥農耕に関わる祭事にみる歴史的風致
- ⑦宝満山における歴史的風致
- ⑧大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

（目的）

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。



太宰府天満宮神幸式における歴史的風致



さいふまいりにおける歴史的風致



太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致



梅に関する歴史的風致



観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致



農耕に関わる祭事にみる歴史的風致



宝満山における歴史的風致



大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

2.文化遺産に関わる主な取組み

本市の文化財保護行政の施策は、平成17(2005)年の前後で大きく分けることができます。以下では、平成17(2005)年の前後、そして令和元(2019)年からに分けて主な取組みを紹介します。

平成17(2005)年まで 保護法の枠組みの中で主に**文化財**について保護措置をとってきました。大正10(1921)年の「史蹟太宰府跡」「史蹟水城跡」指定や、昭和28(1953)年の特別史蹟大宰府跡、水城跡、大野城跡指定、さらには昭和39(1964)年から始まる史蹟地公有化などの施策を講じて、本市の文化遺産の中で文化財に特化した形で進めてきました。

平成17(2005)年以後 本市は、平成17(2005)年に「文化財保存活用計画(以下「保存活用計画」という)」を策定し、**文化財**の枠組みでは捉えることができない**文化遺産**や**市民総がかりで未来へ伝える市民遺産**という考え方を提起しました。平成18(2006)年には市内の子どもたちとともに**文化遺産**を探す「**子ども探検塾**」をスタートさせた後、平成22(2010)年には「**市民遺産活用推進計画**(以下「**推進計画**」という)」を策定し、市民遺産認定の仕組みや体制を整えました。

平成23(2011)年からは、**歴文構想**－**景観計画**－**歴まち計画**を連動させ、**景観**と**歴史**のまちづくりの実践もはじめています。

平成27(2015)年には、日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の認定を受け、古代大宰府に関わる史蹟群や文化遺産を広く活用する**取組み**を始めたところです。なお、この時認定された日本遺産は、本市域に限定されていました。

平成22(2010)年には、**歴史文化基本構想**の基礎となった**文化遺産調査ボランティア活動**によって得られた調査成果を、ボランティア活動の班員たちの自主的な活動として地元の子どもたちに伝える活動へと発展し、その後、校区内に史蹟を有する小学校で子ども**史蹟解説員**制度が始められ、郷土の歴史文化を来訪者へ解説することで、郷土の歴史への理解を深める機会となっていきます。

平成28(2016)年には、史蹟地の緩衝帯的な役割と地域の活性化を目的として、特別史蹟大宰府跡と史蹟観世音寺境内及び子院跡の南に接する県道観世音寺-二日市線の南側沿線に、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画を導入しました。具体的には、制限付き緩和を行い、江戸後期に盛んになった「さいふまいり」の風情をつくり出す店舗や屋外広告物の**景観誘導**を含め、福島県白河市とともに全国初の**取組み**を開始しています。また、太宰府天満宮参道の**景観**を創り出している下屋庇等の**景観**を保全するための**取組み**として、平成29(2017)年には、国土交通大臣の承認を受け、太宰府市**景観育成地区**における**建築基準法**の制限の緩和に関する条例を施行し、歴史的な**景観**を持つ参道**景観**の保全の**取組み**も開始するなど、歴史的な文化遺産を未来の市民に伝えるための**制度づくり**を進めてきています。これら本市固有の**文化財**等を**観光**の**資源**として活用することを目的とし、平成31(2019)年には**情報発信**、**地域資源活用**のための**観光推進基本計画**を策定し、**関連計画**と**連携**し様々な**取組み**を開始しています。また**文化財**をはじめとする**地域固有**の**歴史的**、**文化的**素材を活用した**事業**を展開しています。



日本遺産の取組み



史蹟景観

令和元(2019)年以後 令和発祥の都として全国に知られるようになった令和元年(2019)以降、「THE DAZAIFU プロジェクト」「THE REIWA プロジェクト」による市内産業の活性化等の取り組みを開始しました。また、郷土の方向性を主体的に考えるための取り組みとして「子ども・学生未来会議」を開催し、本市固有の文化財をはじめとした歴史文化への理解を深める取り組みも開始したところです。

令和2(2020)年には、日本遺産について、大陸の門戸としての地理性を鑑み、構成文化財を関係する市町に広げ、シリアル型として再認定を果たしました。

また、同年「史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化(以下、「土地活用範囲」とする)」を、内閣府を通じ提案したところ、本市をはじめとした史跡を有する全国の自治体の積年の思いを理解いただき、同年11月に文化庁主催で行われた「史跡・埋蔵文化財担当者会議資料」に土地活用範囲が示され、加えて12月の地方分権改革推進に関する閣議決定を受けることになりました。この閣議決定を受け、令和3(2021)年からは令和発祥の都となった太宰府の梅の価値を高める「梅」プロジェクトや史跡の有効活用を図る史跡100年プロジェクトを開始するなど、史跡や地域固有の素材を十二分に活用する取り組みを始めています。人文字や記念モニュメント作成など令和の慶びを市内外の皆様と共に分かち合う「時の旅人プロジェクト」や令和考案者とされる中西進先生による講演会、ロバートキャンベル氏らを招いた史跡100年記念フォーラムなども実施しています。

表 これまでの取り組み

年	項目
大正 10 (1921) 年	大宰府跡、水城跡史跡指定 平成 26(2014) 年まで 8 つの史跡を指定
昭和 59 (1984) 年	太宰府市景観保全に関する指導要綱による美観地区 指定
平成 12 (2000) 年	門前町特別用途地区 決定
平成 14 (2002) 年	太宰府市景観形成基本計画 策定
平成 16 (2004) 年	太宰府市門前町美しいまちづくり計画 策定
平成 17 (2005) 年	太宰府市文化財保存活用計画 策定 太宰府市景観まちづくり懇話会設置 平成 19 (2007) 年答申 水城跡整備事業推進協議会 発足
平成 22 (2010) 年	太宰府市景観まちづくり計画・景観計画 策定 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 施行 太宰府市歴史的風致維持向上計画 認定
平成 23 (2011) 年	太宰府市歴史文化基本構想 策定
平成 24 (2012) 年	太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会 発足
平成 27 (2015) 年	日本遺産認定 『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』 特別史跡水城跡保存整備基本設計 策定
平成 28 (2016) 年	大宰府関連史跡に関する保存活用方針 策定 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画 導入
平成 29 (2017) 年	特別史跡大宰府跡保存活用計画 策定 太宰府市屋外広告物等に関する条例 施行 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例について国土交通大臣承認を受け、条例を施行
令和 2 (2020) 年	史跡宝満山保存活用計画 認定 内閣府地方分権改革推進提案「土地利用範囲」の明確化

(1) 教育・学習

「郷土の歴史や文化を愛し、尊重する心豊かな市民の育成と市民文化の創造」を教育の基本目標に掲げ、学校教育では「だざいふ・ふるさと学習の推進」に取り組んできました。

具体的には、文化遺産の見学会（太宰府探訪）や、文化理解科（木うそづくり体験等）、小学6年生による史跡解説員などを行っています。また、中学生が伝統行事に積極的に参加する姿も見られています。

市民遺産をテーマにした絵画コンクールも実施しており、各地域の学校から多数出品されています。文化ふれあい館では、市内外の学校から見学を受け入れるなどの学校教育支援に取り組んでいます。



太宰府探訪（太宰府小学校）（令和2年度教育要覧）



文化理解科（太宰府西小学校）（令和2年度教育要覧）

(2) 調査・継承

文化遺産調査ボランティア活動によって、未来の市民に伝えたいモノの情報収集が行われ、多種多様な情報が収集され、一部は景観計画の根拠として市のホームページに掲載され公開されています。併せて、その成果が取り込まれた文化遺産マップを制作し、市内の小学生むけの文化遺産解説活動や、小学生による文化遺産解説員の取組みへとつながってきています。文化遺産データベースも約10,000件の情報が収集され平成30(2018)年段階の本市のあり様を切り取るができるまでに育てられてきました。



文化遺産調査ボランティア活動



文化遺産調査ボランティア活動

(3) 歴史的景観・環境の保全

史跡の個別計画の策定が平成27(2015)年度以降随時進み、現在、特別史跡大宰府跡(客館地区)、史跡宝満山で保存活用計画を策定しています。さらに特別史跡水城跡は、隣接する大野城市との整備協議会の取組みが進み、史跡整備や便益施設の整備、緑地の環境改善等が進んできています。

また、「歴史の散歩道」と呼ばれる太宰府天満宮から水城跡までの道や、修験の道など、文化遺産周辺では、景観に配慮した道路美装化や附帯する防護柵などの改修、案内板の設置といった環境整備を行っています。



遺跡の整備



案内板の整備

(4) 防災・防犯

市域の約16%を占める史跡地では、昨今の自然環境の劇的な変化に呼応する豪雨や台風による被災し、治山ダムの整備に取り組んできたところです。

遺物等は収蔵施設に保管し、適切に管理しています。

文化財防火デーには消防演習を実施してきました。



未来へつなぐ収蔵空間



文化財防火デー消防演習

(5) 情報発信

埋蔵文化財発掘調査の現地説明会、太宰府発見塾、市民遺産フェスタなど、様々なイベント、セミナー、シンポジウム等を開催してきました。

文化ふれあい館や大宰府展示館、太宰府館などでは、太宰府ゆかりの品々や歴史や文化を紹介するパネル等の展示や報告書、書籍、パンフレット等の配布、販売を行っています。

「太宰府の史跡シリーズ」や各市民遺産のリーフレット、文化遺産マップ、市民遺産DVD等の制作、配布にも取り組んでいるほか、市公式サイト「太宰府市文化財情報」では、本市の歴史や文化遺産に関する様々な情報を発信しています。



埋蔵文化財発掘調査の現地説明会



太宰府発見塾



文化ふれあい館での展示



市民遺産リーフレット



市民遺産DVD



太宰府市文化財情報サイト

(7) 仕組み・体制等

本市は、市民等や庁内及び関係自治体等と連携し、総がかりで文化遺産を保存・活用していく仕組みや体制づくりに取り組み、日々、その創意工夫に努めてきたところです。

大きく分けると、文化遺産に関心のある市民等に参加や協力を呼びかけ、そうした人々と話し合い、理解を得て文化遺産を将来に伝えていく仕組み・体制づくり、そして文化遺産の価値や魅力を明らかとし、その文化遺産を保存・活用していく取組みを市がリード（先導）する仕組み・体制づくりに取り組んでいます。

市は、仕組み・体制等の構築や推進にあたって、国の各種法律（文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等）や各種事業の活用に積極的に取り組んでいます。



太宰府市景観・市民遺産会議



修理した歴史的風致形成建造物

表 文化遺産の保存・活用に関わる主な仕組み・体制等

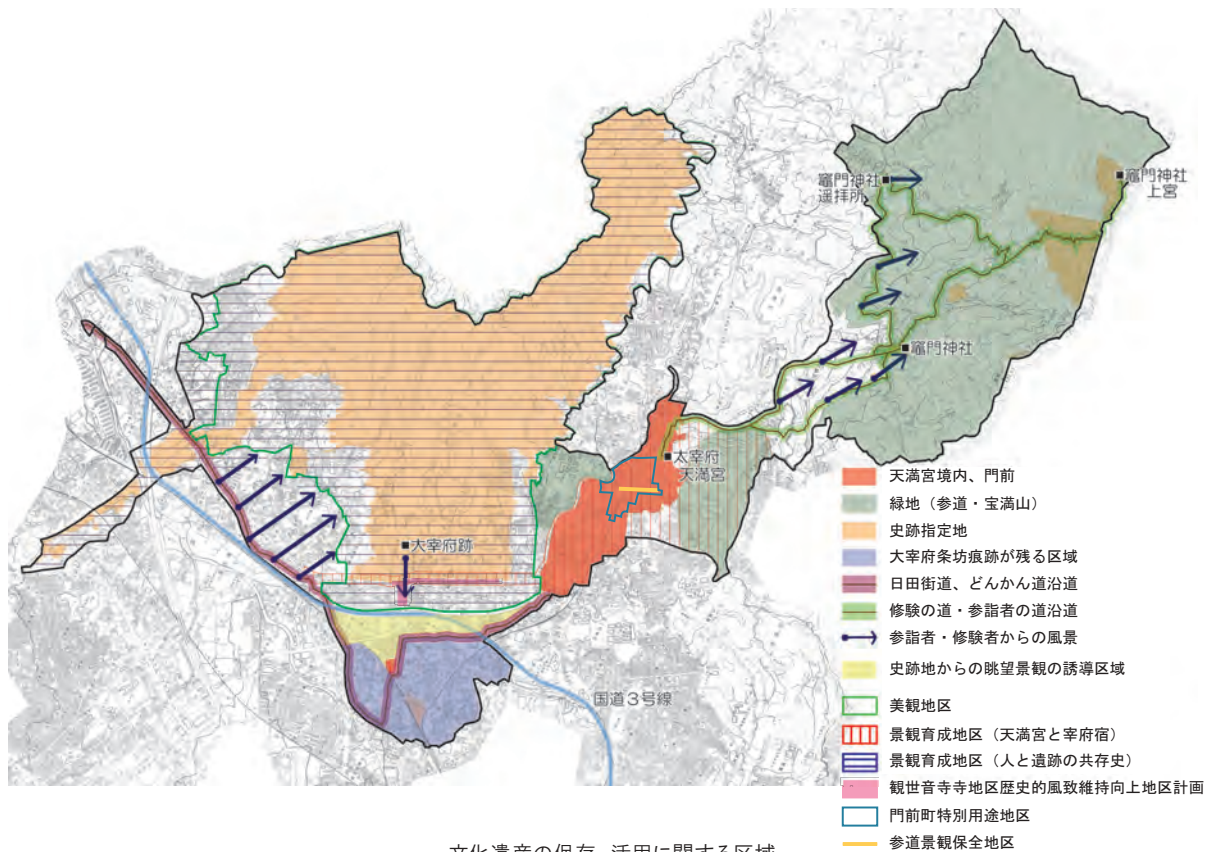
市民等との連携で 文化遺産を将来に伝えていく仕組み・体制等	太宰府市景観・市民遺産会議
	文化遺産調査ボランティア 文化遺産サポーター制度
	(公財) 太宰府市文化スポーツ振興財団 (公財) 古都大宰府保存協会
	太宰府天満宮（主に太宰府天満宮・竈門神社などに関わる資料の収蔵） 観世音寺（観世音寺に関わる資料の収蔵）
	各種市民団体
文化遺産の保存・活用を行政がリード（先導）する仕組み・体制等	文化財課（文化財全般に関わる業務、本市に関わる考古資料、絵画資料等の収蔵） 文化ふれあい館（本市に関わる民俗資料等の収蔵） 文化学習課（本市に関わる美術品の収蔵） 公文書館（本市に関わる公文書、その他古文書等の収蔵）
	文化財専門委員会 史跡対策委員会 各史跡の史跡整備委員会（県・周辺自治体とも連携）
	九州国立博物館 九州歴史資料館（大宰府史跡出土品）

＜文化遺産に関する区域設定の実績＞

本市では、以下の区域を設定することで、文化遺産を面的に保存・活用してきました。各区域では、多分野の連携を図りながら様々な事業を展開しています。

表 文化遺産の保存・活用に関する区域

区域	内容	面積 (ha)
1 史跡地	特別史跡大宰府跡	32.60
	特別史跡水城跡	16.41
	特別史跡大野城跡	313.43
	史跡観世音寺及び子院跡	89.75
	史跡大宰府学校院跡	5.40
	史跡筑前国分寺	2.46
	史跡筑前国分瓦窯跡	0.18
	史跡宝満山	25.33
	計 485.57	
2 景観育成地区	「史跡のあるまち」「太宰府天満宮のあるまち」の二つの景観形成のために景観育成基準を定め、景観づくりを積極的に行っている区域	748.6
3 歴史的風致維持向上計画重点区域	本市の維持向上すべき歴史的風致について、効果的に維持向上するための区域	約 1,394
4 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画	特別史跡大宰府跡南側を通る通称「政庁通り」について、さいふまりの道としてふさわしい店舗展開を可能とした条件付き緩和地区	2.6
5 門前町特別用途地区	太宰府天満宮門前にふさわしい街なみを形成するための建築ならびに用途の制限地区	約 10
6 参道景観保全地区	明治 28 年以前から現代まで、太宰府天満宮参道に下屋庇等をのぼし、参詣者の利便性向上をはかってきた建物景観を後世にも引き継ぐことを目的として、建築基準法の緩和を実現した区域	0.13



文化遺産の保存・活用に関する区域

太宰府地域の歴史文化は、「遠の朝廷」と呼ばれた「大宰府」によってはじまりました。1300年前に本地域に置かれた大宰府は、古代日本が対外政策を行い、また西海道（九州）九国三島を管轄するための古代最大の官司であり、これが置かれたことで本地域は九州における重要な拠点となり、人が往来し、文物が行き交いました。また、これが廃された後も地政学的な重要地としての価値は長い間変わらず、その後も人びとが集い歴史や文化が積み重なっていきます。本地域に今も多くの文化遺産がみられるのはこのためであり、地域の大きな特徴が形づくられていきます。

「ださいふ」を未来へつなぐ取組み 本市固有の文化遺産を育む人々の活動は、古代大宰府の多くの施設が遺跡となり、忘れ去られつつあった中世にもみることができます。『八幡愚童訓』には元寇のころ水城の門が遺跡となっていたことを記し、大内氏支配下の太宰府天満宮へ連歌奉納に訪れた連歌師・宗祇は、水城跡の現地で話を聞き、感傷に浸ったことを記しています（『筑紫道記』）。このような来訪の記録は江戸時代後期に盛んになった「さいふまいり」を記した旅日記などに見ることができ、そこには遺跡があり、地域の歴史を語る人がおり、それを聴く人びとがいました。それが数百年にわたって太宰府の地でみられる光景であったことを物語っています。

明治になると、太宰府地域の歴史の顕彰が進められ、残された文物や遺跡を大事にする機運が醸成されていきます。明治6(1873)年には、「太宰府博覧会」が開かれ、その後、歴史資料を研究・展示する「鎮西博物館」の建設が計画されています。この時までの記録や取組みが「史蹟太宰府跡」や「史蹟水城跡」として史跡指定につながるとともに、人びとの思いは、のちに九州国立博物館誘致へとつながりました。水城跡などの史跡は、戦時中は国防遺構として顕彰され、戦後の復興期には、地域再建の機運とともに、白村江敗戦後の復興を成功させた天智天皇の遺跡と語られるなど、時代に即しつつ大切にされたことが知られています。こうした中から、郷土の歴史や風土を学ぶ研究・文化会活動がさかんになり、このことで「古都大宰府」愛好の種がまかれました。高度経済成長期の昭和30年代後半には、史跡の保存・指定拡張をめぐり激しい議論が巻き起こりましたが、多くの人々がさまざまなかたちで関わり保存された大宰府関連史跡は、郷土の風景として今もかわらず、愛されています。

このように大宰府の機能が失われたのちも、長い間にわたって人と遺跡が共存してきました。文化遺産が失われずに今まで残りつづけ、「歴史のまち」を満喫できるのは、歴史をつくり駆け抜けた人がいたからですが、それだけでなく、太宰府の歴史をかけがえのないものとして、それを守り・伝える人がいたためです。今も、多くの方が太宰府のまちを愛し、歴史・文化を学習し、活動されていますが、そうしたことが、「歴史のまち」を守り・伝える原動力となっているといえます。



大正11年に立てられた史跡明示のための石碑



大正11年に立てられた史跡境界標を調査する文化遺産調査ボランティアの人びと

史跡指定から100年を迎える現在、市民による地域活動が活発に行われています。大宰府展示館を拠点とする史跡解説ボランティア活動は昭和60(1985)年に始まり、現在も数多くの方が登録されていますが、こうした歴史文化にかかわる市民ボランティアは、太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府市文化ふれあい館でも行われ、大きな支えとなっています。このほか史跡内では、**古都大宰府風を育む会**、ゆずるはの会(万葉植栽ボランティア)、水城の会や月山の会(史跡の樹木整理ボランティア)、まほろば自然学校(環境ボランティア)、**歩かんね太宰府**などが活動しています。また市民が大切に思う文化遺産を悉皆調査するため結成した文化遺産調査ボランティアには、いまでも文化遺産の見守りを続け、その魅力を発信する方々がいいます。こうした活動は、地域の歴史文化を良好に保全する大きな力となっており、本市では平成22(2010)年度に、市民活動を伴う自然環境、歴史環境が「太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえのない財産となっている」として条例を制定し、「太宰府市民遺産」を認定する制度をつくりました。これまで歴史・文化・自然・芸術などの市民遺産が誕生し、これを育成する活動が続いています。

本市の歴史文化 このように本市は、日本の歴史文化形成に重要な役割を担った大宰府の舞台でした。大宰府があったからこそ、「令和」ゆかりとなった梅花の宴が催され、この関係から、令和改元から大宰府政庁跡北西に位置する**坂本八幡宮**には多くの人々が訪れています。また、菅原道真が赴任し、墓所として安楽寺(太宰府天満宮)が造営されました。そして足利尊氏再興の地としての原山無量寺、幕末の五卿と近代へと導く志士たちが集う宰府など、日本の歴史を動かしてきた多くの人びとがこの地を訪れ、太宰府固有の歴史文化を積み重ねてきます。また、現代の太宰府天満宮参道の香りをつくり出している梅ヶ枝餅は、菅原道真との物語が伝えられるなど、歴史上の人物につながる多様な文化遺産が数多く残っているという特徴があります。

これらに加えて、忘れてはならないことは、いつの時代にもこの地域に誇りをもち、歴史を紐解き、語る人びとがいたことです。そのことによって文化遺産は守り伝えられるだけでなく、そこから新たな物語・文化が生まれ、風土が育まれてきたのです。大伴旅人が愛で、菅原道真が愛した梅は、太宰府のシンボルとなり、梅ヶ枝餅に代表される梅にまつわる特産品は、全国に知られています。

このように、人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなぐ取り組みが数百年にわたって連綿と続いていること、これが本市の歴史文化の特徴です。

史跡環境、景観保全活動の様子



参道と梅ヶ枝餅



第4節 100年の目指す方向

本市では、人と遺跡が共存し、歴史文化を語り継ぐ、歴史を活かしたまちづくりが続いています。

大正10(1921)年に大宰府跡、水城跡が史跡に指定されて以降、主だった文化遺産が調査され、必要に応じて指定文化財として保存のための措置が講じられてきましたが、それに留まらず、平成17(2005)年や同22(2010)年以降は、歴文構想のもと様々な文化遺産を調査し、光を当ててきました。結果として、住民や行政機関、そして市民といった主体ごとに役割を相応に担いつつ、それまで保存の対象に捉えられていなかった様々な数多くの未来に伝えたいモノ・コト(文化遺産)を拾い上げることとなり、それらの保存・活用が進展しています。加えて、本市は光栄にも新元号のご縁をいただき、「令和発祥の都」として悠久の歴史や文化に改めて大きな注目を受けました。歴史がさらに新たな歴史を生み出し、関連する文化遺産も増えています。

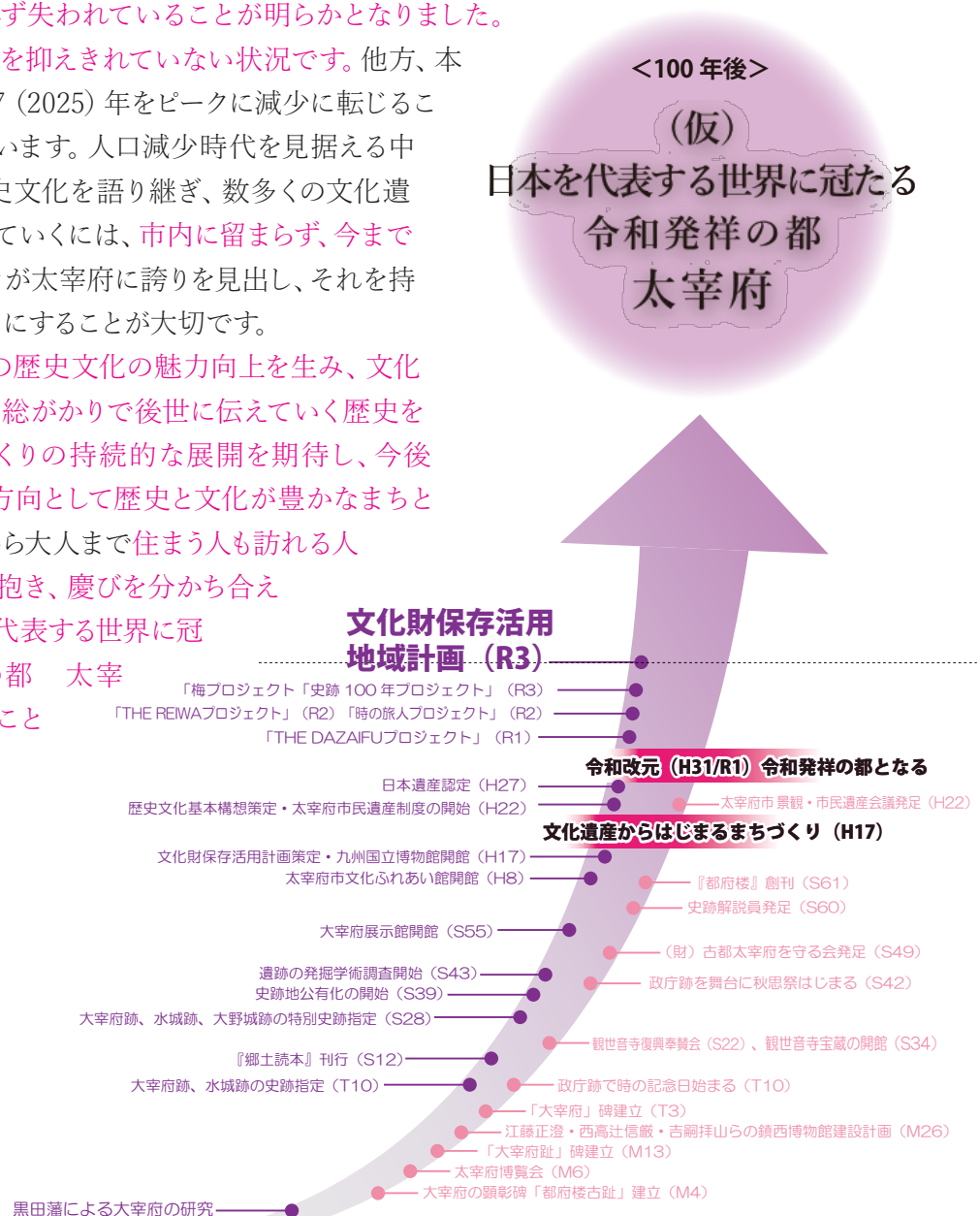
令和2(2020)年3月の「太宰府まちづくり市民意識調査報告書」におけるアンケート調査(18歳以上の市民1,000人を対象)では、9割を超える人々が、市内の文化遺産を誇りに思うと回答しています。文化遺産を大切に思う心が多くの市民に定着していることが伺えます。

一方、近年の文化遺産の調査により、15年間で約3割の文化遺産が人知れず失われていることが明らかとなりました。

文化遺産の減少を抑えきれない状況です。他方、本市の人口は令和7(2025)年をピークに減少に転じることが見込まれています。人口減少時代を見据える中で、これから歴史文化を語り継ぎ、数多くの文化遺産を未来に伝えていくには、市内に留まらず、今まで以上に多くの人々が太宰府に誇りを見出し、それを持ち続けられるようにすることが大切です。

本市は、地域の歴史文化の魅力向上を生み、文化遺産全体を社会総がかりで後世に伝えていく歴史を活かしたまちづくりの持続的な展開を期待し、今後100年の目指す方向として歴史と文化が豊かなまちとして子どもたちから大人まで住まう人も訪れる人も、ともに誇りを抱き、慶びを分かち合える

「(仮)日本を代表する世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」となっていくことを掲げます。

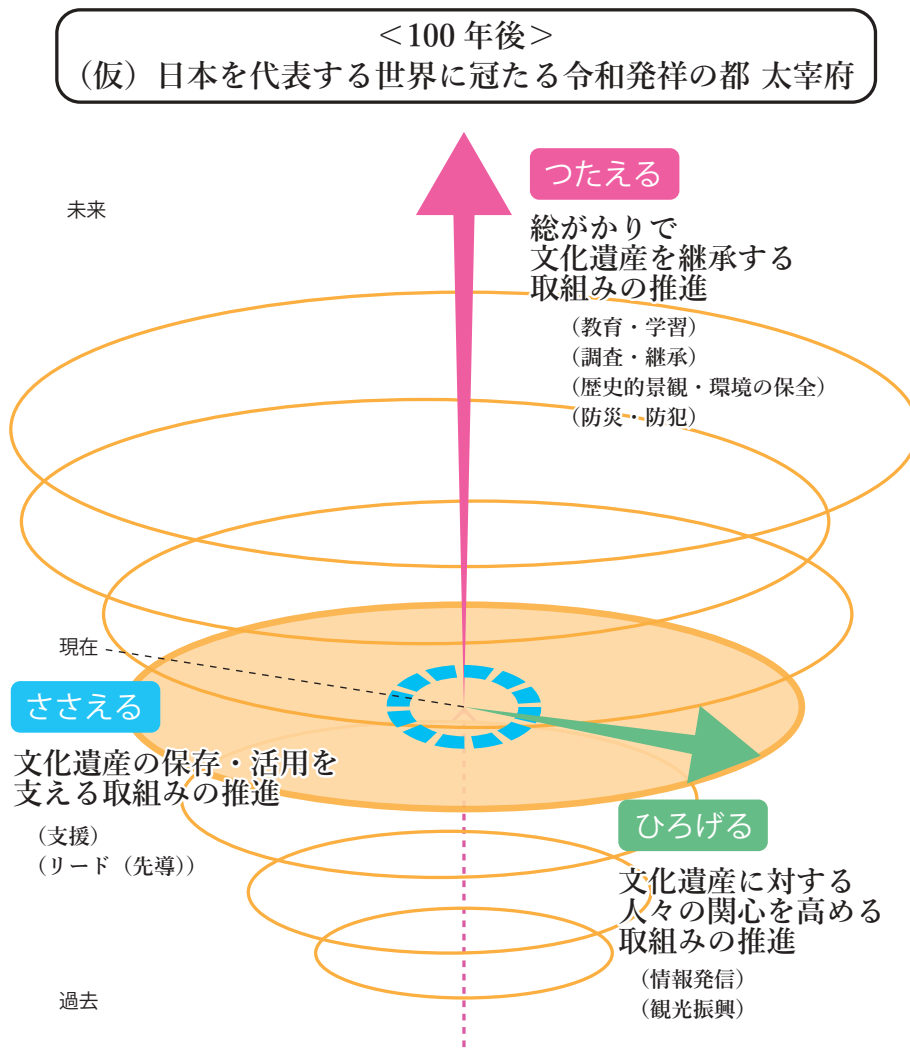


第5節 文化遺産の保存・活用に関する方針

前述したように、人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなぐ取組みが数百年にわたって連綿と続いていることが本市の歴史文化の特徴です。そして、本市では、今もなお、文化遺産を未来につなぐために、市民、事業者、行政がそれぞれの長所を生かす取組みを総がかりで進めています。現在、数々の文化遺産が人々に親しまれているのは、こうした取組みの成果と考えます。100年後の「日本を代表する世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」の実現を目指すにあたっては、これからの100年間も引き続き総がかりによる歴史を活かしたまちづくりを継続していくことが必要です。

そのためには、希少性の高い優れた文化遺産から市民にとってかけがえのない文化遺産まで、できるだけ多くの文化遺産を継承していくことが求められます。そして、文化遺産の継承に向けた取組みを持続させていくためには、時代時代を共有する人々に文化遺産の魅力や価値を還元しながら、文化遺産の存在を知ってもらう、気づいてもらうことが必要と考えます。

本市は、100年後にも誇れる「日本を代表する世界に冠たる令和発祥の都 太宰府」の実現に向けて、市民、事業者、行政の総がかりで文化遺産を継承する取組みを継続、発展させていきます。加えて、人々の記憶からより多くの文化遺産が忘れ去られないように、文化遺産に対する人々の関心を高める取組みを継続的に支援していきます。更に、上記を進めていくためには、市民等や庁内及び関係自治体等との連携も不可欠と考え、総がかりによる文化遺産の保存・活用を支える取組みの推進に取り組んでいきます。



1.総がかりで文化遺産を継承する取組みの推進：つたえる

総がかりによる文化遺産の継承を継続していくためには、文化遺産を大切に思う人々を育て、そうした市民とともに文化遺産の継承に取り組んでいくことが不可欠です。

本市は、総がかりによる文化遺産の継承に向けて、文化遺産を効果的に活かし子どもたちをはじめとする市民の郷土愛を育みつつ、市民参加を原動力とした文化遺産の調査研究から継承につなげていきます。更に、その成果をもって、本市が令和発祥の歴史都市として100年後も輝けるように保全・整備や防災・防犯対策を推進していきます。

2.文化遺産に対する人々の関心を高める取組みの推進：ひろげる

文化遺産に対する人々の関心を高めていくためには、人々の好奇心を刺激するような情報発信や観光振興が不可欠です。外からの来訪者と市民との交流が新たな発見につながると考えます。

本市は、文化遺産に対する人々の関心を高める文化遺産の活用に向けて、より多くの人々に文化遺産の存在に気づいてもらえるように、市民の活躍で効果が高まるような情報発信や観光振興の推進に取り組めます。

3.文化遺産の保存・活用を支える取組みの推進：ささえる

総がかりによる文化遺産保存・活用を支える仕組・体制を整えていくためには、市民等との連携を強化する工夫や仕掛けが不可欠です。

本市は、総がかりによる文化遺産の継承や文化遺産に対する人々の関心を高める文化遺産の活用を効果を高めていくため、文化遺産の保存・活用に関わる市民等の活躍を支える仕組や体制の充実に取り組めます。あわせて、様々な分野での専門的、技術的な知見を結集し、市民等の手本なり、市民等の活躍意欲を誘発するような文化遺産の保存・活用の先進的なモデルづくりをリード（先導）していきます。

第2章

[個別計画]

第1節 基本的な考え方

令和元（2019）年、本市は光栄にも新元号のご縁をいただき、「令和発祥の都」として悠久の歴史や文化に改めて大きな注目を受けました。また令和2（2020）年、本市が誇る大宰府跡水城跡が我が国で初めて史跡指定を受けてから節目の100年を迎えました。

この大きなチャンスを活かし、初動期となる今後10年は、まず、この地を時空を超えた大太宰府的な観点で捉え直し、文化遺産の保存・活用を推進します。多くの市民や国、県、関連自治体との広域連携を深め、立場や地域の垣根を超えて、すべての文化遺産を未来に伝えていくことを今後10年の目指す方向とします。

具体的には、出発点としての文化遺産調査に始まり見守る活動までの市民力の活性化とともに、市民発意による文化遺産の保存・活用に市民とともに取り組んでいきます。

そして、単に文化遺産に対する市民力の底上げに留まるのではなく、多様な人材・媒体による情報収集（知の集積）や情報発信、そして本市の歴史文化を体現できる制度や施設等の整備に取組み、太宰府だからこそ、太宰府にしかできない教育・学習、調査・継承、歴史環境の保全整備、防災・防犯、情報発信、観光振興等を実践していきます。

こうした取組みを持続的に進めることは、1350年の長きにわたり、社会情勢が変わろうとも、現代まで受け継がれてきた大宰府跡などの史跡が物語るように、その時々はこの地に暮らしてきた先人たちの心根が守ってきた思いを引き継ぎ、持続可能な文化遺産の育成へとつながっていくものです。

以下、取り組むべき課題を整理し、その対応に向けた戦略と措置を設定します。

第2節 文化遺産の保存・活用に関する課題

基本的な考え方を踏まえ、今後10年取り組むべき文化遺産保存・活用の課題を以下に整理します。

1.つたえるための課題

(1)教育・学習

学校教育では、「だざいふ・ふるさと学習の推進」に取組み、文化遺産の見学会や史跡解説員などを通して、郷土愛を育む、あるいは郷土の歴史文化を市内の子どもたちに伝えていこうと努めてきました。いつの時代も、子どもの頃から郷土の歴史文化に親しむことができるよう、このような取組みは継続していくことが必要です。学校への出前講座等の実施にも取り組んでいますが、文化遺産が数多く存在するなかで、十分に伝えきれていないものも存在します。

また、文化ふれあい館や公民館等での講座の実施といった生涯学習の推進にも取り組んできましたが、十分に伝えきれていない文化遺産も多数あります。

(2)調査・継承

文化遺産調査ボランティアの尽力によって数多くの文化遺産を把握することができています。しかし、これらのなかには、保存・活用の措置が講じられないまま、時間の経過とともに人知れず変化していくものも少なくありません。さらに、市内には、動産や不動産、有形や無形に関わらずまだ把握できていない文化遺産が数多く残されている可能性があります。しかし、文化遺産調査ボランティアは開始当初に比べ、参加人数が減少しており、これまで通りの調査方法では、十分な取組みを進めていくことが難しくなっています。また、文化遺産サポーター制度を設立したものの、膨大な文化遺産の数に対して、人手不足の状況です。

文化遺産の情報は整理を行い、市のホームページで公開してきました。しかし、膨大な情報量と管理方法が煩雑なことから、円滑な更新、引継ぎができていません。

様々な民俗行事や祭礼といった伝統文化の担い手も文化遺産の継承に不可欠です。しかし、高齢化や地域コミュニティの希薄化とあいまって、衰退の一途をたどっており、継承が困難となっているものもあります。



文化遺産調査ボランティア活動

(3)歴史的景観・環境の保全

大宰府関連史跡については、保存活用方針を策定し、保全整備に努めてきました。しかし、広大な史跡指定地に関する保存管理、活用、整備、調査研究、管理運営はまだ十分ではありません。継続的な取組みが不可欠です。そのほかにも、市内には歴史的な建造物や道、景観等がそこかしこに存在します。しかし、経年による劣化や獣害等により、良好



史跡地のイノシシ被害

な状態が維持できていないところもあります。

遺物や有形、動産の文化遺産は適切な環境での保管が必要です。現在、収蔵空間の大半を占めている埋蔵文化財については、毎年数件の調査に伴い、数が増加しており、収蔵空間の飽和状態が迫っています。整った保管環境を要する文化遺産についても所有者に委ねざるを得ないものが多数ある状況です。

(4)防災・防犯

近年、全国的に災害による文化遺産のき損や、盗難等が発生しており、文化遺産の防災・防犯に対する関心が高まっています。計画的な防災・防犯の対策により、リスクの軽減を図ることが期待できますが、収蔵空間や文化遺産の周辺において必ずしも十分な措置が講じられていません。また、市民が防災・防犯意識を強く持つことが大切ですが、普及活動は十分ではありません。



史跡地の倒木被害

2.ひろげるための課題

(1)情報発信

イベントの実施や施設での展示、リーフレット等の制作やホームページの運用等を行い、文化遺産に関する情報発信に取り組んできました。しかし、度々、広報力不足を市民から指摘されており、文化遺産に関する情報が必ずしも行き届いていないと考えています。さらに、全国的、世界的には広く知られていない文化遺産も多数あります。近年の情報技術の進展をふまえ、ICTを活用した情報発信によって、今まで以上に多くの人々が必要な情報を受け取りやすくすることが期待できますが、ICTを活用した効果的な情報発信には至っていません。

(2)産業・観光振興

これまでは文化遺産をもとに市内を回遊してもらうなど、観光振興を図る取組みを行ってきたものの、全国的な周知度としては、太宰府天満宮の一極集中となっていました。しかし、令和発祥の都として脚光を浴びて以降、これに関連した新たな観光振興の推進がはじまっています。今まで以上に多くの人々に、じっくりと太宰府の歴史文化にふれてもらえるよう、滞在型観光の充実を目指していますが、新たな観光産業の育成、観光プロモーション、宿泊施設の確保、観光ガイドの育成、解説や案内の整備の面で多くの余地を残しています。

3. ささえるための課題

(1) 支援

文化遺産調査ボランティアや市民遺産の育成活動をはじめ、様々な市民活動によって文化遺産の保存・活用が図られています。しかし、活動に携わってきた人々の高齢化等により、今後、自立的な活動が困難になっていくという懸念があります。こうした課題に対応し、歴史を活かしたまちづくりを総がかりで進めていく市民等との連携を支える仕組みや体制づくりが不十分です。

指定等の措置が講じられていない文化遺産については、人知れず失われてきたものが多数存在しているものの、なかには、市と市民の協働により移設等を行うことで守られてきたものもあります。文化遺産が人知れず失われることを回避する有意義な取組みではありますが、場当たりの行っている状況であり、持続的な取組みに結びついていません。

(2) リード(先導)

より多くの人々に文化遺産の価値や魅力を伝えていくためには、市が積極的に文化遺産の保存・活用をリード(先導)していくことも必要です。そのためには多くの人々の興味や関心を惹きつける先進的な文化遺産の保存・活用モデルを生み出し続けていくことを計画的かつ戦略的に推進していくことが求められます。

しかし、保存活用計画の策定や整備済の文化遺産は一部に過ぎず、多く文化遺産が手つかずの状態です。また、計画の推進にあたっては、市内の関連部局が連携していくことが不可欠ですが、文化遺産の保存・活用に関して協議や調整を行う場が十分に整っていません。関連する条例や計画及びこれらにより設定している区域、さらには協議会等の組織が多岐にわたるため、制度のあり方が複雑化しています。

日本遺産の認定を契機に、周辺自治体との連携が生まれていますが、あらゆる文化遺産の保存・活用を推進していくにあたり、広域連携を図っていく仕組みや体制は不十分です。

第3節 文化遺産の保存・活用に関する戦略と措置

前節で整理した課題に対して、文化遺産保存・活用に関する戦略的な措置を以下に設定します。
この保存・活用に関する措置については、今後、適宜、追加、見直しを行っていきます。

1.つたえる措置

(1)教育・学習

<戦略>

文化遺産を活かして、郷土の歴史文化に愛着を持った子どもたちを育てる教育や人材を育てる学習
機会の充実に取り組めます。

そのために、知的好奇心を刺激するイベント等の充実に取り組めます。

<措置>

措置	関連計画 等	実施主体		実施期間					
		市民 等	市	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●出前講座等のニーズの把握と充実									
●文化財関係団体と連携し、関連講座等の充実									

(2)調査・継承

<戦略>

文化遺産が人知れず失われることのないよう、文化遺産の総合的把握と継承を推進します。

文化遺産の総合的把握に向けて、計画的な文化遺産調査を推進します。また、着実な継承に向け
て、運用しやすいデータベースの作成に取り組めます。民俗行事や祭礼といった伝統文化は、継承者の
獲得にむけて、市内にとどまらずより多くの人々に知ってもらう機会を創出します。

<措置>

措置	関連計画 等	実施主体		実施期間					
		市民 等	市	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6～10 年目
●文化遺産調査の推進									
●文化遺産データベースの更新									
●伝統文化の継承									

(3) 歴史的景観・環境の保全

<戦略>

文化遺産そのものや、周辺環境を効果的に整備し、歴史環境の維持向上を図ります。

大宰府関連史跡については、計画的に整備を推進するとともに、周辺環境についても一体的に保全していきます。その他の歴史的な建造物や道、景観についても良好な環境の維持向上のための整備に取り組めます。また、遺物や有形、動産を保管する収蔵空間の量的、質的な確保に取り組めます。

<措置>

措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●大宰府関連史跡の整備・再整備									
●歴史的景観の保全									
●歴史的な建造物の修理									
●歴史的な道（官道、朱雀大路や条坊等）の環境整備									
●象徴的工作物の視覚化、実体化（朱雀大路の創出、旅人像の制作など）									
●ガイダンス拠点機能を担う収蔵施設の確保									

(4) 防災・防犯

<戦略>

あらゆる災害や盗難等のリスクに備え、広域連携を図りながら文化遺産の防災・防犯を推進します。

収蔵施設や文化遺産の周囲における防災・防犯設備拡充や体制整備等を検討し、文化遺産の防災・防犯に関する計画の作成に取り組めます。また、参道景観保全地区をはじめとする人々の防災・防犯訓練やリスクを周知する普及活動に取り組めます。

<措置>

措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●防災・防犯計画の策定									
●防災・防犯に関する普及活動									

2.ひろげる措置

(1)情報発信

<戦略>

立場や地域の垣根を越えて広くわかりやすい情報を伝えるために、ICTを活用した情報発信を推進します。

現地等に行かなくても知りたい情報を手軽に入手できるよう、市公式サイト の充実やアプリ、SNSの有効活用に取り組みます。また、ふるさと納税の返礼品として、文化遺産を活用し、市民だけでなく、遠隔地に暮らす本市出身者や本市を訪れたことのない人でも文化遺産を身近に感じられる情報を届けます。

<措置>

措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●市公式サイト「太宰府市文化遺産情報」の充実									
●日本遺産 HP・アプリの継続運用									
●市民遺産 HP の継続運用									
●SNSの有効活用									
●ふるさと納税返礼品への文化遺産の活用									

(2)産業・観光振興

<戦略>

あらゆる視点でじっくりと太宰府の歴史文化にふれてもらえるよう滞在型の文化観光を推進します。梅プロジェクトや史跡100年プロジェクトのような価値を生み出す史跡としての活用を図り、自主財源の確保に努めます。

文化遺産をもとにした、広域も含めた回遊ルート の充実に取り組むとともに、来訪者が太宰府にしかない、太宰府でしかできないことを通して、楽しみながら歴史文化への理解を深められるよう解説サインや特産品、滞在型コンテンツの充実に取り組みます。歴史的な建造物を活用した宿泊施設や飲食店等の整備を促進します。また、来訪者に太宰府の歴史文化をわかりやすく伝える人材の育成に取り組みます。

<措置>

措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●回遊ルート の充実									
●解説サインの更新									
●文化遺産をテーマにした特産品の開発・販促									
●滞在型コンテンツの充実									
●歴史的な建造物を活用した施設整備の促進									
●おもてなし人材の育成									

3. ささえる措置

(1) 支援

<戦略>

文化遺産の保存・活用に関わる市民や事業者の活躍を支える仕組や体制の充実を図ります。

歴史を活かしたまちづくりを総がかりで進めていく市民等との連携を支える仕組や体制づくりに向けて、支援制度の検討に取り組めます。太宰府市景観・市民遺産会議は今まで以上に自発的かつ柔軟な取組みが進展していけるよう自立化を支援していきます。また、効果的な文化財保存活用支援団体の指定を検討します。

さらに、未指定の文化遺産の消失を回避するために、移設等の仕組づくりや登録文化財の提案等に取り組めます。

<措置>

措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●保存・活用に関する支援制度の充実									
●太宰府市景観・市民遺産会議の自立化支援									
●文化財保存活用支援団体への支援									
●文化遺産の消失を回避する仕組づくり									
●文化財としての指定・登録の推進									

(2) リード(先導)

<戦略>

文化遺産の保存・活用をリード(先導)する先進的なモデルづくりを推進します。

史跡をはじめ、時代が変わろうとも守り伝えていくべき文化遺産については、着実に措置を講じるために保存・活用のための計画を作成します。

分野横断的かつ広域的な措置の推進に向けて、庁内及び関連自治体との連携体制を構築します。また、わかりやすく円滑な制度のあり方を検討し、関連する条例や計画等を再整理します。さらに文化遺産の保存・活用に関わる既存の区域を再整理し、効果的な文化財保存活用区域の拡充を討じます。

<措置>

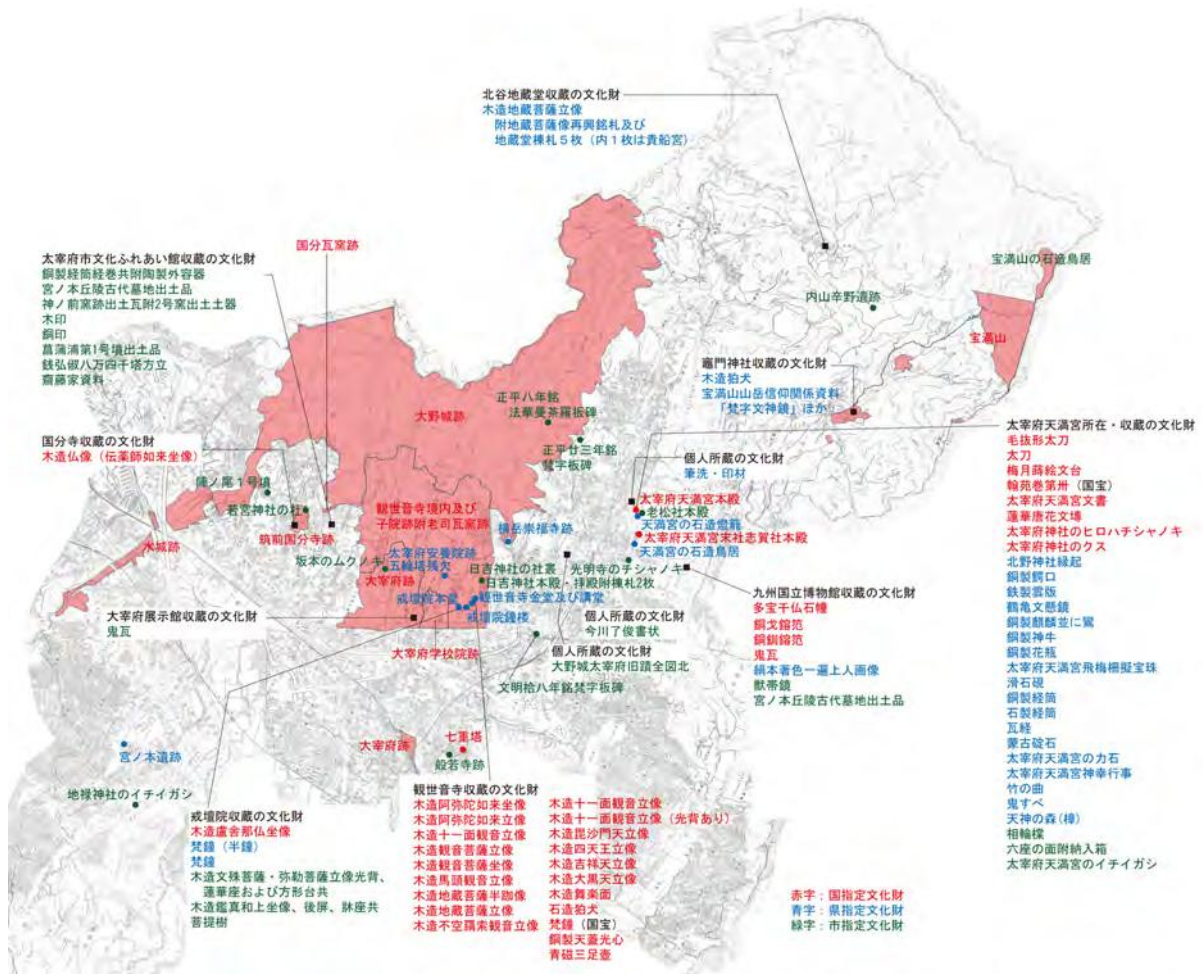
措置	関連計画等	実施主体		実施期間					
		市民等	市	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6～10年目
●保存・活用のための計画作成									
●庁内及び関連自治体との連携体制の構築									
●関連する条例、計画等の再整理									
●文化財保存活用区域の拡充									

第4節 文化遺産ならびに文化財保存活用区域

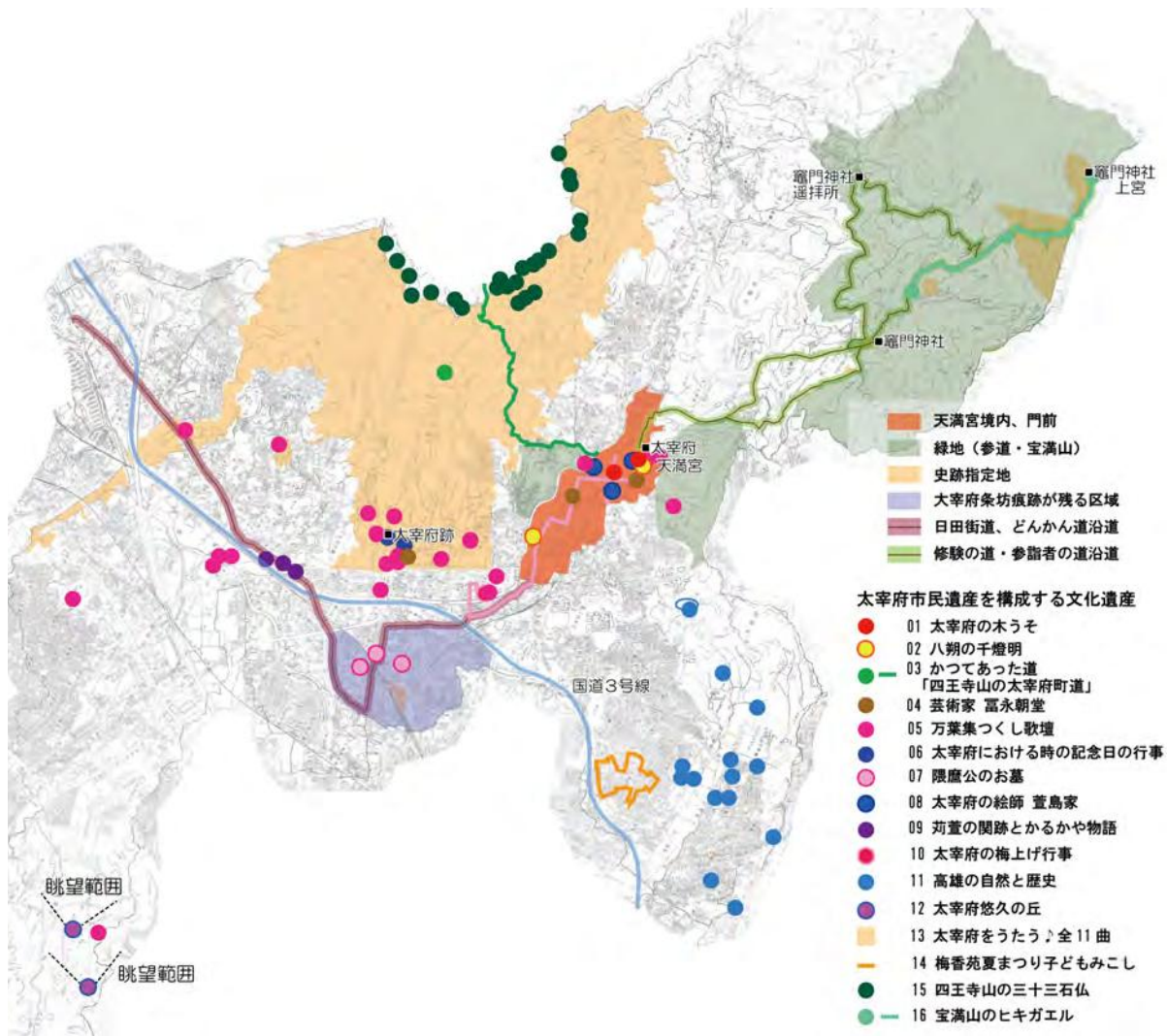
本市の歴史文化が物語るように、多様な文化遺産のほかに、文化財や市民遺産さらには維持向上すべき歴史的風致があり、所在地のみならず催行空間や経路、これらを取り巻く環境や景観など保存活用区域として定める必要がある範囲は、それらが共有する空間を考慮すると市域全体が保存活用区域として捉える必要が出てきます。したがって、太宰府に関わるすべての文化遺産が対象となり、かつ行政計画であることを踏まえ、市域全体を本地域計画で取り扱う区域とします。一方で、具体的な事業を実施する範囲は、関係する諸計画によって異なることから、本地域計画では、文化遺産を未来へ伝えるために重点的に取り組む区域として文化財保存活用区域を定めます。

1.文化遺産保存活用区域

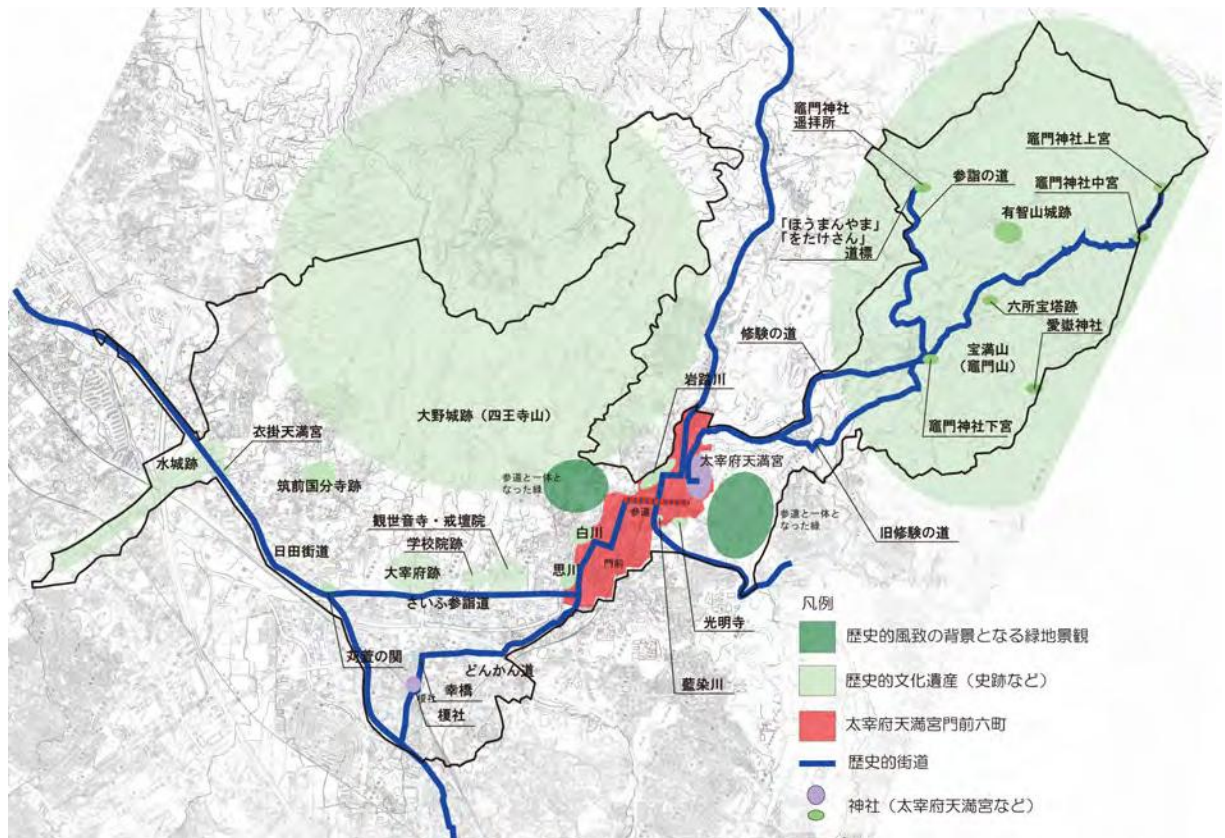
本地域計画にて説明してきたように、文化遺産の語義からすると本来区域を設定できるものではありません。一方で行政計画であるという側面も有していることから、太宰府に関わりかつ市民が未来の市民に伝えたいと考える文化遺産が所在する範囲つまり、文化財、市民遺産など関係するもの全てのものを包括する区域を文化遺産保存活用区域とし、おおむね本市の市域全体をその範囲とします。



文化財所在地の図



市民遺産の構成遺産分布図



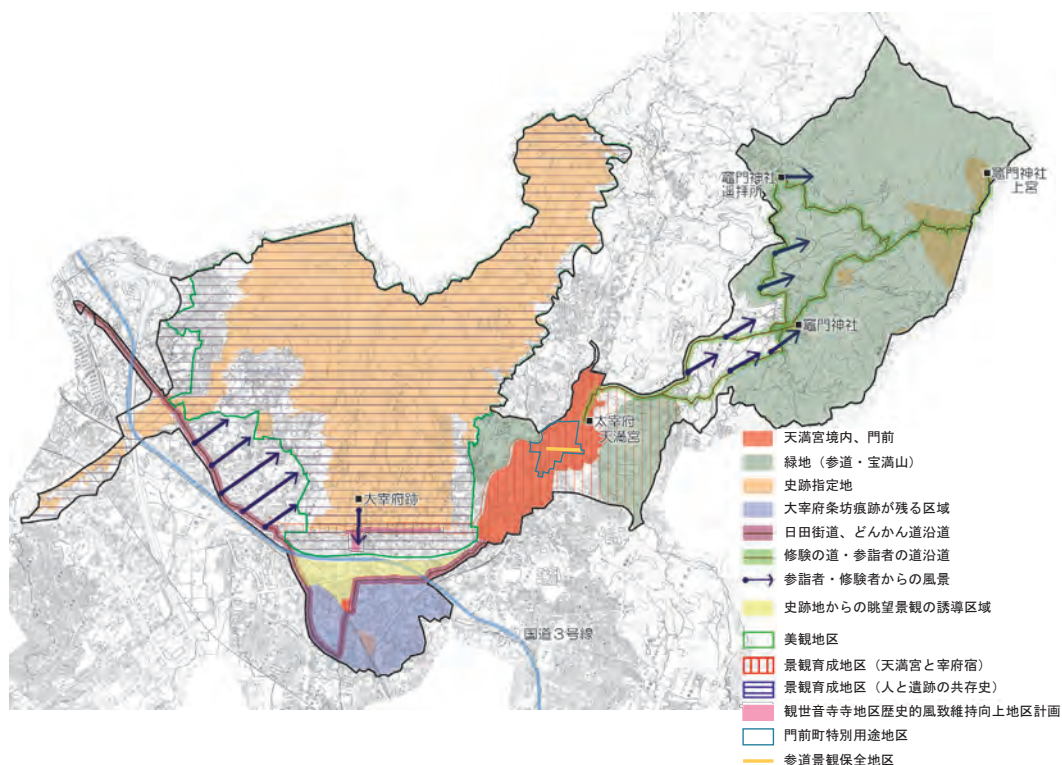
歴史的風致の空間図

2.文化財保存活用区域

文化遺産保存活用区域の中で、行政的な取組みとして具体的に実施している制度や事業を展開している区域を文化財保存活用区域として設定します。具体的には、下記の諸事業を展開している区域が該当します。

表 文化遺産の保存・活用に関する区域

区域	内容	面積 (ha)
1 史跡地	特別史跡大宰府跡	32.60
	特別史跡水城跡	16.41
	特別史跡大野城跡	313.43
	史跡観世音寺及び子院跡	89.75
	史跡大宰府学校院跡	5.40
	史跡筑前国分寺	2.46
	史跡筑前国分瓦窯跡	0.18
	史跡宝満山	25.33
	計 485.57	
2 景観育成地区	「史跡のあるまち」「太宰府天満宮のあるまち」の二つの景観形成のために景観育成基準を定め、景観づくりを積極的に行っている区域	748.6
3 歴史的風致維持向上計画重点区域	本市の維持向上すべき歴史的風致について、効果的に維持向上するための区域	約 1,394
4 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画	特別史跡大宰府跡南側を通る通称「政庁通り」について、さいふまいるの道としてふさわしい店舗展開を可能とした条件付き緩和地区	2.6
5 門前町特別用途地区	太宰府天満宮門前にふさわしい街なみを形成するための建築ならびに用途の制限地区	約 10
6 参道景観保全地区	明治 28 年以前から現代まで、太宰府天満宮参道に下屋庇等をのぼし、参詣者の利便性向上をはかってきた建物景観を後世にも引き継ぐことを目的として、建築基準法の緩和を実現した区域	0.13



文化財保存活用区域図